

団体説明会（計画骨子案） 実施報告

1. 日 時 令和2年9月9日（水）午後3時～午後4時30分

2. 場 所 小松橋区民館 5階 タウンホール

3. 参加人数 37名

4. 資 料

江東区障害福祉計画・障害児福祉計画（骨子案）

5. 説明会にて出された意見等（提出された意見シート含む）

* 詳細は別紙のとおり

団体説明会・自立支援協議会からの意見等

【団体説明会】

(ページ)

1. 計画の位置付けについて 1
2. 事業所や当事者の声の反映について 1
3. 地域生活支援拠点等の整備について 2
4. 理解促進研修・啓発事業について 2
5. 手話言語の普及について 3
6. 障害者の働く場の偏りについて 3
7. 地域生活支援拠点等の整備について 3
8. 移動支援のヘルパー支援について 4
9. ガイドヘルパー啓発について 4

【自立支援協議会】

(ページ)

1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について 5
2. コロナ禍の計画への反映について 5
3. 住宅セーフティネットについて 5
4. 障害児発達支援センターについて 5

【意見シートで寄せられた意見】	(ページ)
1. 相談支援事業について	6
2. グループホームの整備について	6
3. 情報収集への支援、環境の整備について	6
4. 重度の障害のある方への地域活動支援について	6
5. コロナ禍を乗り越えるための方策・理念について	7
6. 災害時の情報発信・指示について	7
7. 区の地域特性の反映について	7
8. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて	8
9. 障害者福祉の啓発の方法の拡充について	8
10. 国・都の新規事業・モデル事業の活用について	9
11. 福祉人材の確保について	10
12. 障害者が安心して暮らせる住まいの確保について	10
13. 障害者の所得向上・働く場の拡充について	11
14. 区が目指す社会や地域のイメージについて	11
15. 基幹相談支援センターについて	12
16. 重複障害者について	13
17. 障害者実態調査結果の分析について	13
18. 計画策定の考え方について	13

《団体説明会》

※ 単なる質問については、省略しています。

ご意見等	計画素案への反映等	当日の事務局答弁
<p>1.計画の位置付けについて</p> <p>① R3年度制定というが、地域福祉計画の全体像がわからないまま各個別計画を策定するということか。その辺りの(計画間の)関連性は。</p> <p>② 現段階で区HP等を見ても地域福祉計画の具体的な状況は伝わってこない。区内だけでなく、(関連する)協議会の意見等も汲み取って進めていただきたい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で、地域福祉計画の策定が遅れています。今年度中に確認できた方向性について、反映していきます。</p>	<p>① 障害福祉計画が先にできあがるが、地域福祉計画と整合を取りながら進めていく。</p> <p>② 地域福祉計画について、各団体等の意見を聞く場を設けていくようだと聞いている。コロナで遅れているようなので、ご理解いただければと思う。</p>
<p>2.事業所や当事者の声の反映について</p> <p>① コロナを加味しないというが、コロナなしに先のことは考えられない。コロナについてきちんと行政で考えていただきたい。障害特性に合った受入先を確保してもらわないと、コロナを恐れてどんどん引きこもってしまう。</p> <p>② 水害の避難支援策についても、当事者の声を拾い、1人も犠牲者を出さないようにしてほしい。</p> <p>③ コロナで事業所も困難な状況、職員の確保等大変だった。区長からの手紙や支援金に感謝。次の感染ピークが来たら経営難も心配。報酬のあり方も国に提言していただきたい。</p>	<p>コロナにより生じている問題や対応すべき課題については、計画策定とは関係なく検討して解決を図っていくものであり、引き続き検討していきます。地域防災計画又は避難行動支援プランの中で検討していきます。</p>	<p>① コロナを加味しないというのは、計画における3年間のサービス提供量のことである。</p> <p>③ 報酬は区だけでは決められないので、機会を捉えて国や都に伝えたい。</p>

ご意見等	計画素案への反映等	当日の事務局答弁
<p>3.地域生活支援拠点等の整備について</p> <p>① P29.(3)に記載はあるが、地域でどう受け皿を作り受け入れるのか。区内で8000人以上の人がいるが、安心して過ごせている訳ではない。退院者が安心して暮らせるように区としてどのようなシステムを作るのか、具体的に記述を。今まで協議会で議論してきたことはどうなったのか。国の指針は入院数も必要、入れてほしい。</p> <p>② 退院してきた人をどう受け入れるか問題である。今の報酬体系ではGHは増えない。区の住宅課が単独事業としてお部屋探しサポートを行っているが、実績は低い。今にも崩れそうな古い家や、風呂・トイレのない家などもある。区内の住宅家賃が上がっているが、障害者や低所得者など住宅要支援者が安心して住めるような具体的な区の方策が出ていない。大変危惧している。</p>	<p>① P30 令和5年度に開設を予定している障害者入所施設の開設を機に「面的整備型」による整備を目指していく旨記載しました。</p> <p>② P51 入所施設等から地域移行を進めるためには、地域における居住の場としてのグループホームを中心とした住まいの確保が重要なことから、第6期計画期間中に整備着手できるよう取り組みを進めていきます。 P60 居住支援協議会との連携を図りながら、住宅入居等支援事業の充実に努めていきます。</p>	<p>① 今日お配りした資料は骨子案なので概要である。今後具体的に記載していきたい。</p> <p>② 住まいの確保について、住宅課とも情報を共有したい。</p>
<p>4.理解促進研修・啓発事業について</p> <p>P41.①の理解促進研修・啓発事業は大事なこと。まちづくり推進課のユニバーサルデザインの事業かもしれないが、区として理解促進を計画として進めていくべき。</p>	<p>P52 地域生活支援事業の中の理解促進研修、啓発事業を実施するほか、様々な機会を捉えて障害理解を深める取組を進めていきます。</p>	<p>理解促進は障害の部署でも重要だと考えているので、計画の中で検討していきたい。</p>

ご意見等	計画素案への反映等	当日の事務局答弁
<p>5.手話言語の普及について P43.⑥意思疎通支援事業、P.44⑧手話奉仕員養成研修事業とあるが、手話言語の普及について、区はどのように考えているのか。</p>	<p>P55 地域生活支援事業の中の意思疎通支援事業を実施するほか、事業の充実や普及啓発策を引き続き検討していきます。</p>	<p>条例制定を契機にヒアリンググループの導入など様々な取組みを実施している。来年度以降も手話言語の普及について力を入れていく。</p>
<p>6.障害者の働く場の偏りについて 盲以外の特別支援学校は江東区にあり、とても恵まれた環境だと思うが、障害者の働く場に偏りがみられる。まんべんなく障害者への情報提供を。</p>	<p>P32 「障害者就労・生活支援センター」で障害者雇用を行う企業や関係機関等の連携を図り、就労支援を行っていきます。</p>	<p>企業で働くとなるとハローワークが所管だが、区で就労支援センターを設置し、引き続き就労できるよう支援を行っている。そういった声がハローワークに届いているか確認していく。</p>
<p>7.地域生活支援拠点等の整備について いつ、どんな形で設置されるのか。障害児用にもセンターはできるのか。</p>	<p>P30 令和5年度に開設を予定している障害者入所施設において、「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」などの機能付加を検討しています。入所施設の開設を機に、地域活動支援拠点の「面的整備型」による整備を目指していきます。</p>	<p>まだ整備に至っていないが早期整備に向け計画的に進めていきたい。利用者は大人とこどもで分けてはいない。</p>

ご意見等	計画素案への反映等	当日の事務局答弁
<p>8.移動支援のヘルパー支援について 最近、移動支援のサービスを利用したい方が増えているが、ヘルパーが見つからない。区でヘルパー支援をやってもらえないか。</p>	<p>P60 移動支援の利用者は増加傾向にあり、第6期計画においても、利用者は年8.28%増えていくものと見込んでいます。区として確実にサービスを提供できるよう、事業者の確保に努めていきます。</p>	<p>移動支援利用者はH28年度の約1,000人から昨年度の約1,500人へと1.5倍近く増えている。需要に対して従事者が追い付いていないが、人の育成はすぐには難しいため、区としてどうしたらサービスを届けられるか引き続きしっかり考えていきたい。</p>
<p>9.ガイドヘルパー啓発について ホームヘルパーの養成記事は年1回ほど区報に載るが、視覚障害者ガイドヘルパーの記事も一緒に載せてほしい。視覚障害者ガイドヘルパーが足りないので緊急性を持ってやっていただきたい。ガイドという仕事があるという啓発もお願いしたい。</p>	<p>P50 ①訪問系サービスの確保のための方策として、障害福祉の現場が魅力的で働きがいのある職場であることの周知・広報等に取り組むと記載しました。</p>	<p>区独自の生活援助のみ行う高齢者のヘルパー養成研修はH28年度から開始した。しかし、ハードルを下げたヘルパーの養成であってもなかなか受講者が集まらない状況がある。</p>

《自立支援協議会》

※ 単なる質問については、省略しています。

ご意見等	計画素案への反映等	当日の事務局答弁
<p>1.精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について 江東区としてどのようなシステムを作るのか、しっかり入れてほしい。 検討の段階から地域の意見を聞くように、圏域ごとの連絡会議をつくってほしい。高齢者を中心とした圏域会議と一緒にやるなど、検討してほしい。</p>	<p>P28 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めていくとともに、現在、人々が相互に支えあい、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、「地域福祉計画」の策定を進めている旨記載しました。</p>	<p>健康部、障害福祉部と相互に連携できるように、協議を行っている段階である。</p>
<p>2.コロナ禍の計画への反映について コロナ禍の状況で、何か盛り込むのか。難しい判断と思うが、確認したい。</p>	<p>緊急事態宣言の発令による自粛要請などにより、令和2年度の実績見込は減となっておりますが、サービス量については、障害者数の増加により、今後も増えていくものと考え、見込量を算出しています。</p>	<p>今のところ、国からはコロナ影響を加味して見込むという指示は出ていない。今後コロナの影響が長引く、または国から指示があった場合は、対応していく。</p>
<p>3.住宅セーフティネットについて 障害者、高齢者、ひとり親などの住宅確保要配慮者が住めるよう、区としての方針、指針を出してほしい。 現在の居住サポートは単身者が対象となっている。夫婦とも障害者、兄弟、親子では見つけにくい現状がある。対象を拡大してほしい。</p>	<p>P28、P60 第6期計画には具体的な目標設定は行いませんが、住宅入居等支援事業の事業検証を行うとともに居住支援協議会や区住宅課とも連携しながら、入居支援の充実に努めていきます。</p>	<p>住宅課が行っている居住支援施策への提案については、住宅課と障害福祉部とで話をする中で検討していきたい。 区として住宅セーフティネットをどうしていくかについては、今年度住宅マスタープランを策定するため、その中で議論していくものと考えている。</p>
<p>4.障害児発達支援センターについて 国の掲げている指針は、江東区においてほぼ達成できているが、センターはほぼ満杯状態にある。今後は、支援を受けることが困難な軽度発達障害の方への対応が必要になってくる。施設が巡回相談機能を持つなど支援の在り方を施策に入れてはどうか。 保育所等訪問事業は1か所増やしたほうが良い。</p>	<p>P62 こども発達センターにおいて、保育所等訪問支援の拡大を図るほか、地域の障害児通所支援施設、保育園、幼稚園等に対するアウトリーチ型支援の実施を検討する旨記載しました。</p>	<p>見込量確保のための方策について、どう計画に書き込んでいくのかであるが、自立支援協議会児童部会の議論も反映させながら、検討していきたい。</p>

意見シートで寄せられた意見について

※ 単なる質問については、省略しています。

ご意見等	計画素案への反映等	当日の事務局答弁
<p>1.相談支援事業について P42の障害者相談支援事業所は、1人・2人で運営しているところが多くある。相談支援の充実を図るため基幹相談支援センターの役割が重要となってきます。基幹相談支援センターの周知を図ってほしい。そして機能強化のため専門家(医師や法律家等)の配置をして、一般の相談を受けたり、事業所の指導、相談支援員の人材育成を担ってほしい。早期の設置を望む。</p>	<p>P33 令和5年度までに基幹相談支援センターの設置を目指すほか、主任相談支援専門員の確保に努めること、地域の相談支援事業者に対する支援も引き続き行っていく旨記載しました。</p>	<p>—</p>
<p>2.グループホームの整備について GHが区内に増えること願っている。資産を持っている方とそうでない方とで格差が広がりつつある現状でを少しでも緩和できるように進めてほしい。</p>	<p>P51 入所施設から地域生活への移行を進めるため、新たなグループホームの整備を促進し、第6期中に整備着手できるよう取組を進める旨記載しました。</p>	<p>—</p>
<p>3.情報収集への支援、環境の整備について 情報弱者にならないように、機器(PC、スマホ等)を使えるようになる援助や指導及び、使用施設でのWi-Fi環境の充実を望む。</p>	<p>ICTの利活用は、情報入手だけでなく、コミュニティ活動や在宅就労が可能になるなど、より多くの便益が期待されます。事例の収集や効果検証などを進めていきます。</p>	<p>—</p>
<p>4.重度の障害のある方への地域活動支援について 本計画骨子案では、「学習活動支援」として、軽度知的障害者の活動があげられているが重度の障害のある方への支援もぜひ計画にのせてほしい。ここ何年も区民説明会やパブコメなどで要望が出され、検討課題となっています。</p>	<p>活動の意義は認識しているところであるが、支援については、国の動向を注視し、今後の検討課題とします。</p>	<p>—</p>

ご意見等	計画素案への反映等	当日の事務局答弁
<p>5.コロナ禍を乗り越えるための方策・理念について 毎年の災害に加え、新型コロナウイルスもあり、誰もが不安や困難を抱える中、障害者・児の生きづらさはさらに大きくなっています。人々は接触に対する不安により支え合いも小さくなっています。このような中で江東区の掲げる共生社会の実現に向けて、住民の安心や優しさを取り戻せるような理念、指針をしっかりと示してほしいです。</p>	<p>P28 素案においては、人々が相互に支えあい、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向け、「地域福祉計画」の策定を進めている旨記載しました。今後、第1章の「策定の趣旨」への記載を検討します。</p>	<p>—</p>
<p>6.災害時の情報発信・指示について 新型コロナウイルス感染や災害発生時の区の施設等への指示・指導が「都や国の方針を待って」となるため、江東区は23区の中でも様々な判断や決定が非常に遅い印象があります。このような緊急時に速やかに区として独自に発信できるようなシステムや姿勢を示してほしいです。</p>	<p>指定権限等の関係上、国や都の方針に従うことは避けられないが、サービス提供事業者等が円滑に事業運営できるよう、迅速に通知・伝達できるよう努めるとともに、その方策を検討します。</p>	<p>—</p>
<p>7.区の地域特性の反映について 河川が多く、水害の可能性が高いこと、地価の高騰で比較的低所得の方が多し障害者の住める物件が少なく、新たに施設で借りることもハードルが高いこと、一方都営住宅が多くあり、更生施設、特別支援学校が4カ所もあることから、低価格の住宅ニーズや福祉サービスニーズが高いこと等を踏まえた江東区としての姿勢・理念を計画に示してほしいです。</p>	<p>第6期計画には具体的な記載はないものの、江東区の地域特性を踏まえた様々なニーズをしっかりと把握して、見込量の推計や事業展開に努めます。</p>	<p>—</p>

ご意見等	計画素案への反映等	当日の事務局答弁
<p>8.精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて</p> <p>精神障害に関する関係者だけでゼロベースからこのシステム作りを始めるので無く、上記の「重層的支援体制整備事業」の設計を踏まえた形で進めていくことを提案します。</p> <p>具体的には、すでに江東区内で整備されている高齢者の地域包括ケアシステムの中に、精神障害も組み込む形でできるシステムを作っていくということです。まずは、当法人の施設が含まれる圏域の地域ケア会議に私どもも参加させてください。さらには年に数回の地域ケア会議だけでなく、日常的に行われている21圏域ごとの会合等にも参加させて頂きたい。</p> <p>江東区地域福祉計画の策定にあたっては、分野を超えた地域や区全体の問題として福祉を考えていく姿勢が示されています。この流れからしても、分野を超えた検討や協議の場に私ども精神分野の者も参加することを強く望みます。</p>	<p>区が平成28年度より開催している地域包括ケア全体会議は、高齢者だけでなく、全ての区民を対象としてシステム構築を目指す会議体であり、現に全体会議の下に障害児(者)の医療・福祉サービス部会があります。ご提案については、今後の検討課題とさせていただきます。</p> <p>また、地域福祉計画策定にあたり、区民意見の募集を行い、また、今後様々な分野の団体等のアンケートを実施する予定です。</p>	
<p>9.障害者福祉の啓発の方法の拡充について</p> <p>現在は啓発活動として「障害者福祉大会」しか計画にありません。これは福祉関係者以外の住民のほとんどがそれを知らないし、参加しにくいものと認識しています。さらにはごく一部の障害者施設しか参加していません。これで啓発が進んでいるとは思えないし、他の方法を新たに創設するお考えは無いのでしょうか？</p>	<p>地域生活支援事業の中の理解促進研修・啓発事業では「障害者福祉大会」のみ実施であるが、様々な機会を捉え、区報・HP等でも障害の理解促進を図っており、今後も行っていきます。</p>	<p>—</p>

ご意見等	計画素案への反映等	当日の事務局答弁
<p>10.国・都の新規事業・モデル事業の活用について もっと積極的に国や東京都の掲げる新規事業やモデル事業に江東区も積極的に手を挙げていってもらえないでしょうか？ 特に来年4月から施行となる『地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律』では「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備のための「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されます。これは「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」も十分に含まれる取組だと思われます。このタイミングで江東区もこの事業に参入し、国からの費用補助も受けて、江東区の目指す共生社会に真に近づけるようにして欲しいと思います。また、この「重層的支援体制整備事業」は障害福祉計画だけでは不可能です。分野をこえて「地域福祉計画」に盛り込むべき事です。障害福祉計画にもこの「重層的支援体制整備事業」に対応できる仕組みや考えを載せる必要があると考えます。</p>	<p>P28 現在、地域共生社会の実現に向けた取組として、「地域福祉計画」の策定を進めております。「誰一人取りこぼさない社会」の実現のため、生活上の困難を抱えるあらゆる人に対して総合的に支援を行うことを目指しており、精神障害者にも対応した社会づくりを「地域福祉計画」策定の中で検討を進めていきます。</p>	<p>—</p>

ご意見等	計画素案への反映等	当日の事務局答弁
<p>11.福祉人材の確保について</p> <p>① 人口減少が進んでいる今、福祉業界に限ったことではありませんが、年々増えている精神障害者手帳取得者数から見ても、現在の人手不足は深刻です。江東区として「福祉のしごと相談・面接会」がありますが、いつも平日の日中開催で、かつ無資格・未経験大歓迎とうたっていることから、本当に必要な専門職確保にはつながりません。せめて、数日間実施し、平日の夜、あるいは土日の開催も検討してください。また、福祉関係の専門学校や大学の誘致、あるいは「江東区福祉の仕事見学ツアー」を各種学校対象に開催するなど、施設・法人単独ではできない求人の機会をつくってください。</p> <p>② 大田区や世田谷区では基幹相談支援センターが「サービス管理責任者・児童発達管理責任者」や「相談支援専門員研修」を東京都開催のものとは別に開催し、資格取得者を増やす取組をしています。江東区でも専門知識・技術の向上につながる独自の取組をつくってください。</p>	<p>① P50 福祉人材の確保は、障害福祉分野だけではなく、高齢福祉や児童福祉分野など様々な分野で全国的にも課題となっています。区独自の取組には限界がありますが、障害福祉の現場が魅力的で働きがいのある職場であることの周知・広報等に取組など、人材の確保・資質向上につながる取組を進めていきます。 なお、ご提案の取組については、今後の検討課題とさせていただきます。</p> <p>② 基幹相談支援センター設置の検討の際に合わせて検討していきます。</p>	<p>—</p>
<p>12.障害者が安心して暮らせる住まいの確保について</p> <p>障害者が安心して暮らせる住まいを確保してください。 「断らない相談支援」・「伴走型支援」が謳われている改正社会福祉法が2021年4月から施行されます。住まいが生存権の一部であることを念頭に置き、改正社会福祉法の理念を实践するべく、江東区行政が本腰を入れて、居住支援に取り組んでいくことを強く望みます。このままでは、江東区は障害者や高齢者、ひとり親家庭、生活困窮者などは住めない区になってしまいます。そうならないために、江東区として責任ある住宅政策を求めます。</p>	<p>P60 居住支援協議会との連携を図りながら、住宅入居等支援事業の充実に努めていきます。 なお、区全体の住宅政策については、居住支援協議会等の中で引き続き検討していきます。</p>	<p>—</p>

ご意見等	計画素案への反映等	当日の事務局答弁
<p>13.障害者の所得向上・働く場の拡充について</p> <p>このコロナ禍で、平均月額15,000円と言われる就労継続支援B型の工賃は激減しています。また税収や人口が減っていく中、障害年金も年々減っています。それでも障害者が江東区で安心して暮らしていくことを支えていくために、もっと就労支援センターの渉外力等の力量アップや江東区の優先調達などを積極的に行う事を計画に入れてください。</p> <p>江東区は大小様々な企業がある区です。江東区自立支援協議会の就労支援部会等を中心として、スケールメリットを活かした障害者雇用が広がる仕組みを共につくっていける機会を創設してください。</p>	<p>P32</p> <p>引き続き、「障害者就労・生活支援センター」で障害者雇用を行う企業や関係機関等の連携を図り、就労支援を行っていきます。</p>	<p>—</p>
<p>14.区が目指す社会や地域のイメージについて</p> <p>策定の趣旨において、共生社会の実現から地域生活の実現まで触れられていますが、具体的に目指す社会や地域のイメージが、骨子案からは見出せませんでした。</p> <p>おそらく先行しているであろう高齢分野の地区割りなどが、地域包括ケアシステムの横展開で共有される予定であれば、その地区割りを図で示していただければ理解しやすいかと思いました。それによって地域包括ケアが多分野で重層的に提供されるイメージにもつながると思います。</p> <p>また、地域の中の資源としての事業所は数でお示しになられていますが、これも地図上に示していただけると地域の実情を把握しやすいかと思いました。</p>	<p>障害福祉計画では区を地区割して圏域の設定は行っていませんが、高齢分野の取組も参考にしながら、イメージしやすい包括支援体制づくりに努めます。</p> <p>事業所のマッピングについては、最終案に向けて検討していきます。</p>	<p>—</p>

ご意見等	計画素案への反映等	当日の事務局答弁
<p>15.基幹相談支援センターについて</p> <p>様々な施策や具体的なサービス、住み慣れた地域の関わりなど当事者を取り巻くつながりをまとめ上げる相談支援は、これからの地域福祉の中核を担う存在だと感じています。</p> <p>障害福祉サービスは給付を行政が担当しており、介護保険とは違い、行政の管理・指導が直接的に入れられるものだと思います。個々の相談員の対応ケースを行政が給付について口を出しながらしっかり把握することで、サービスの提供の実情と必要数が把握できると考えています。判断の基準を区がしっかり提示して下さることで、サービスの公平や適性が保たれるのだと思います。そのためにもサービス等利用計画は100%相談員が関わり、実際の・客観的な判断に基づいて作成される環境を優先的に整備されるべきと考えます。</p> <p>こども・子育て支援との確実な連携ができれば、早期に発達支援や療育へつなぎ、より将来の可能性を高められ、さらに、児童の状況を把握できれば、将来必要になるサービスの見込み量も正確に予想できます。障害を持つ方の親御さんが高齢化していく中で、高齢分野との連携が容易に図れるならば、高齢化した親御さん本人のリスクと、家族の介護力低下による障害者本人のリスクに早期に同時に対応できるかもしれません。包括ケアの包括化を進めていただけると、現場の相談員は相談先を作れ、よりよい支援の構築につながれると思います。相談支援の縦軸横軸の起点になる基幹を期待します。</p>	<p>P33</p> <p>現在、「地域共生社会の実現」に向けて、地域福祉計画の策定を進めています。その中で障害者だけでなく、高齢者、こども、生活困窮者など様々な生活課題を抱える方に対応するため、分野を超えて総合的に相談に応じる包括的な支援体制について、検討することとしています。包括的支援体制の検討内容との整合性を取りながら、相談支援体制の強化・充実に向け、令和5年度までに基幹相談支援センターの設置を目指すほか、地域において、障害者相談支援に関する指導的役割を担う主任相談支援専門員の確保に努めていきます。</p> <p>また、相談支援の質と量の向上は、障害者の支援体制の充実のために必要不可欠であり、ご意見を踏まえ、相談支援の向上に努めていきます。</p>	<p>—</p>

ご意見等	計画素案への反映等	当日の事務局答弁
<p>16.重複障害者について 「障害者の現状」に障害別の手帳所持者数だけでなく重複障害者の内訳と今後の見込みを推計して記載してください。</p>	<p>今後の検討課題とさせていただきます。</p>	<p>—</p>
<p>17.障害者実態調査結果の分析について 主たる介護者の高齢化に伴う障害者福祉サービス供給体制への影響を計画に記載してください。</p>	<p>今後の検討課題とさせていただきます。</p>	<p>—</p>
<p>18.計画策定の考え方について 各施設・事業所の相談支援事業と基幹相談支援センター」との役割分担を記載してください。重複障害者への対応の他、区内エリア別の対応なども記載してください。</p>	<p>基幹相談支援センター設置に向けた検討の中でセンターの役割・機能及び地域の相談支援事業所との分担・違いを明らかにしていきます。</p>	<p>—</p>

障害福祉計画・障害児福祉計画

(素 案)

※本書の内容は、今後、国からの通知等の内容により、見直し等を行う予定です。
また、人口やサービス等の各種推計、掲載事業などは、検討段階の内容を記載
しています。今後、内容の精査を行った上で、予算編成・区議会での議決後に
確定します。

令和2年11月
江 東 区

《 目 次 》

第 1 章 計画策定の基本的考え方	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと性格	1
(1) 計画の位置づけ	1
(2) 計画の性格	2
3 計画の期間	3
4 実効性のある取り組みの推進	4
5 計画の対象	4
第 2 章 障害者の現状	5
1 本区の障害者数の現状	5
(1) 手帳所持者数	5
(2) 自立支援医療（精神通院医療）交付数	6
(3) 本区の総人口と障害者（手帳所持者）数の推移	7
(4) 本区の総人口に占める障害者（手帳所持者）数の割合	8
2 本区の身体障害者の状況	9
(1) 身体障害者の障害内容別人数の推移	9
(2) 身体障害者の障害等級別人数の推移	10
(3) 年齢別身体障害者数の推移	11
3 本区の知的障害者の状況	12
(1) 知的障害者の障害程度数別人数の推移	12
(2) 年齢別知的障害者数の推移	13
4 本区精神障害者の状況	14
(1) 精神障害者（手帳所持者）の障害等級別人数の推移	14
(2) 年齢別精神障害者数（手帳所持者）の推移	15
5 本区難病患者の状況	16
(1) 難病患者数の推移	16

6 障害者施策の現状	17
(1) 障害者に対する様々な支援施策	17
(2) 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスのしくみ	18
(3) 江東区内の事業所数	25

第3章 目標値とサービス見込み

【第6期江東区障害福祉計画】	26
---------------------------------	----

1 令和5年度の目標値の設定と目標達成に向けた施策の推進	26
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	26
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	28
(3) 地域生活支援拠点等の整備	30
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	31
(5) 相談支援体制の充実・強化	32
(6) 障害福祉サービス等の質の向上	33
2 サービス必要量の見込みと確保のための方策	35
(1) 訪問系サービス	35
(2) 日中活動系サービス	37
(3) 居住系サービス	45
(4) 相談支援	47
(5) 障害福祉サービス等の種類ごとの見込量確保のための方策	50
3 地域生活支援事業に関する事項	52
(1) 実施する事業の内容	52
(2) 各事業の見込量確保のための方策	60

第4章 目標値とサービス見込み

【第2期江東区障害児福祉計画】	61
----------------------------------	----

1 令和5年度の目標値の設定と目標達成に向けた施策の推進	61
2 サービス必要量の見込みと確保のための方策	63
(1) 障害児通所支援	63
(2) 障害児相談支援	68
(3) 障害児通所支援等の種類ごとの見込量確保のための方策	69

第1章 計画策定の基本的考え方

1 策定の趣旨

本区では、平成30年3月に『江東区障害者計画』を策定し、「共生社会の実現」「障害者の自立支援」「生活の質の向上」の3つを基本理念として、障害者の保健福祉政策を総合的かつ計画的に推進しています。また、同時に策定された『第5期江東区障害福祉計画』『第1期江東区障害児福祉計画』では、平成30年度から令和2年度にかけての区の障害福祉サービスの見込量を設定するとともに、見込量確保のための方策を規定しています。

この間、国においては、平成24年6月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）」が制定され、障害福祉サービスの対象者の範囲の見直し等が行われました。平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」）」が制定され、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正により、雇用分野における障害者への差別の禁止等が定められました。その後、平成30年4月には法定雇用率が引き上げられ、障害者雇用義務の対象に精神障害者が追加されるなど、障害者に対応する関連施策の拡充が図られてきました。

また、本区でも、令和2年4月に全ての区民が障害の有無にかかわらず、互いに分け隔てなく理解し合い共生する地域社会の実現を目指し、「江東区手話言語の普及及び意思疎通の促進に関する条例」を制定しています。

この計画は、こうした状況の変化に対応しつつ、『第5期江東区障害福祉計画』『第1期江東区障害児福祉計画』の進捗状況、令和元年度に実施した江東区障害者実態調査の結果等を踏まえ、障害者のニーズに即した充実した地域生活を実現するため策定するものです。

2 計画の位置づけと性格

（1）計画の位置づけ

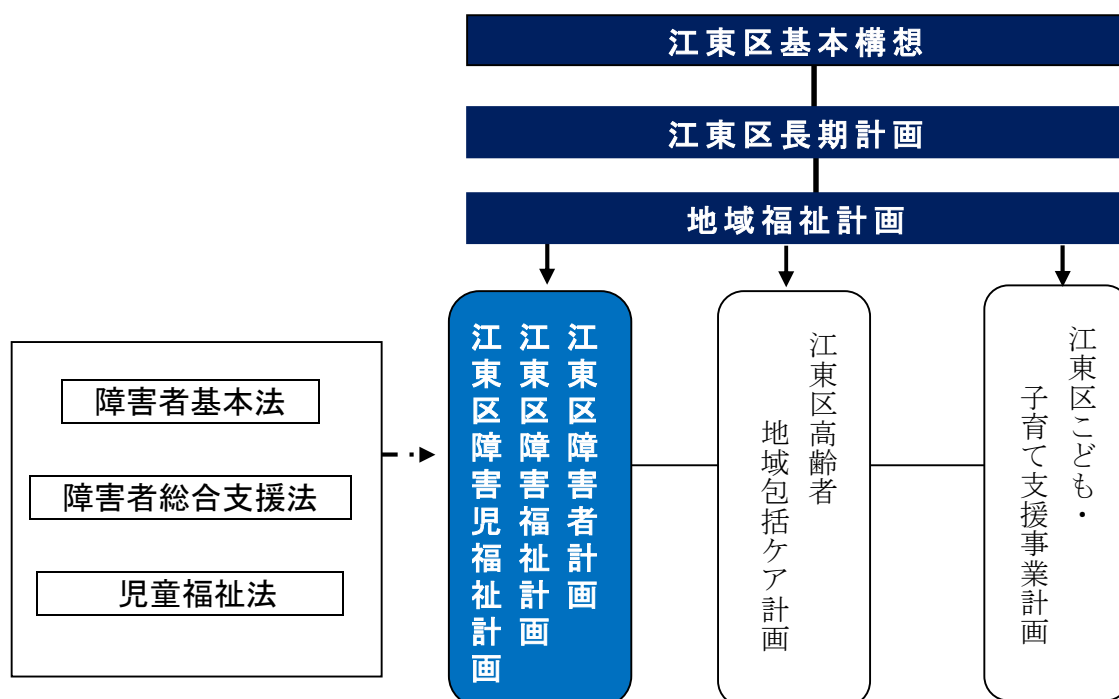
① 江東区障害福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に定められた市町村障害福祉計画として策定します。

② 江東区障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に定められた市町村障害児福祉計画として策定します。

【関連計画のイメージ図】



※ 本計画は、江東区障害者計画の中の、主として「自立生活の支援」の事項に関わる実施計画として一体的に策定します。

※ 本計画は、区の施策推進の基本的指針である江東区基本構想や江東区長期計画、令和3年度に策定する江東区地域福祉計画、また、江東区高齢者地域包括ケア計画をはじめ、他の計画等と整合を図りながら策定します。

(2) 計画の性格

この計画は、『江東区障害者計画』との整合性を確保し策定しています。

また、区の施策推進の基本的指針である江東区基本構想や江東区長期計画、その他の計画との整合性を図りながら策定しています。

① 江東区障害福祉計画

国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保するものです。

② 江東区障害児福祉計画

国の基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制を確保するものです。

3 計画の期間

江東区障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）は、令和元年度における福祉サービス等の必要見込量や達成すべき数値目標を設定した上で、計画の期間は令和3年度から令和5年度までとし、各年度における必要量や目標数値を見込みます。

【本計画の計画期間】

	30 年 度	元 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度
障害者計画	▶					
障害福祉計画	第5期	▶		第6期	▶	
障害児福祉計画	第1期	▶		第2期	▶	

4 実効性のある取り組みの推進

P D C Aサイクルに基づき、成果目標及び目標を達成するための活動指標について、原則として1年に1回、前年度の実績を把握し障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析・評価を行います。ただし、制度改正や社会情勢の変動等により、詳細な評価を行う必要が生じた場合は、年度途中であっても実績を把握、評価を行うものとします。なお、中間評価については、江東区障害者計画等推進協議会の意見を聴くとともに、その結果について公表します。

中間評価の結果、必要があると認めたときは、江東区障害者計画等推進協議会に諮った上で、計画期間中であっても計画の変更、事業の見直し等の措置を講じます。

5 計画の対象

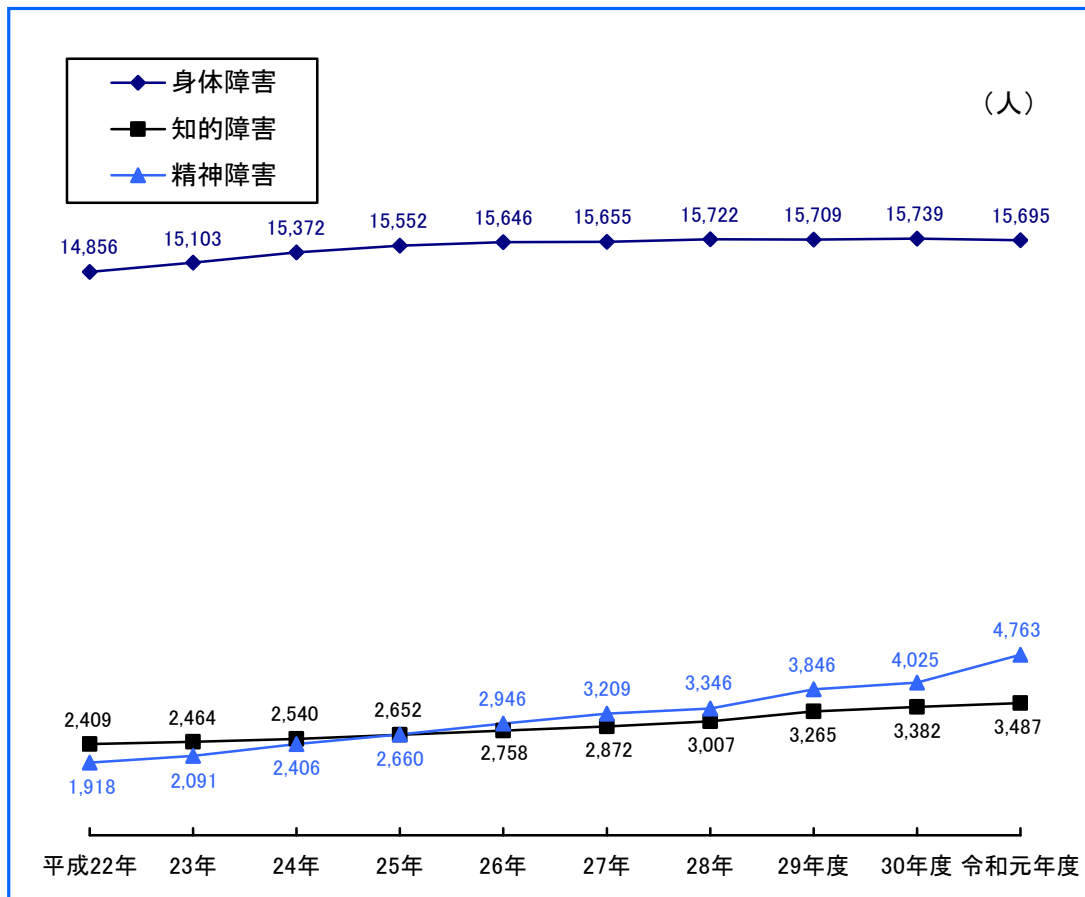
身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方とします。

（障害者基本法より）

第2章 障害者の現状

1 本区の障害者数の現状

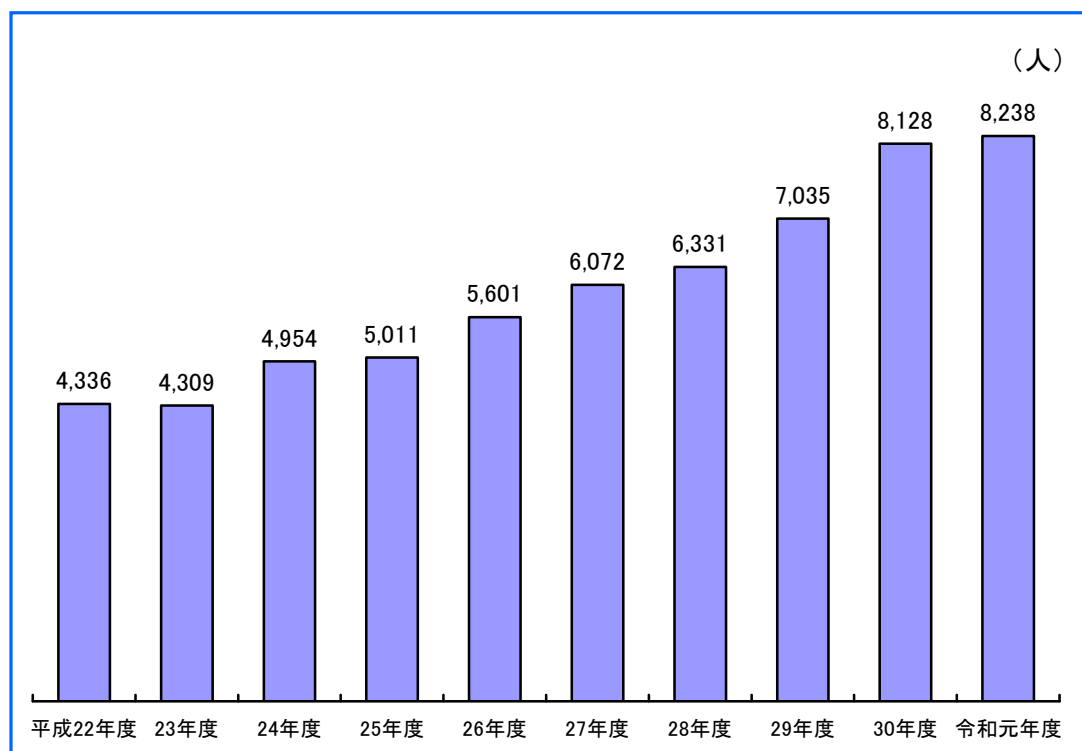
(1) 手帳所持者数



(資料) 障害者支援課：(身体障害・知的障害) 各年とも12月31日現在
保健予防課：(精神障害) 各年度とも3月31日現在

令和元年の時点で、「身体障害」は15,695人、「知的障害」は3,487人、「精神障害」は4,763人であり、「知的障害」と「精神障害」は増加の傾向にあります。

(2) 自立支援医療（精神通院医療）交付数

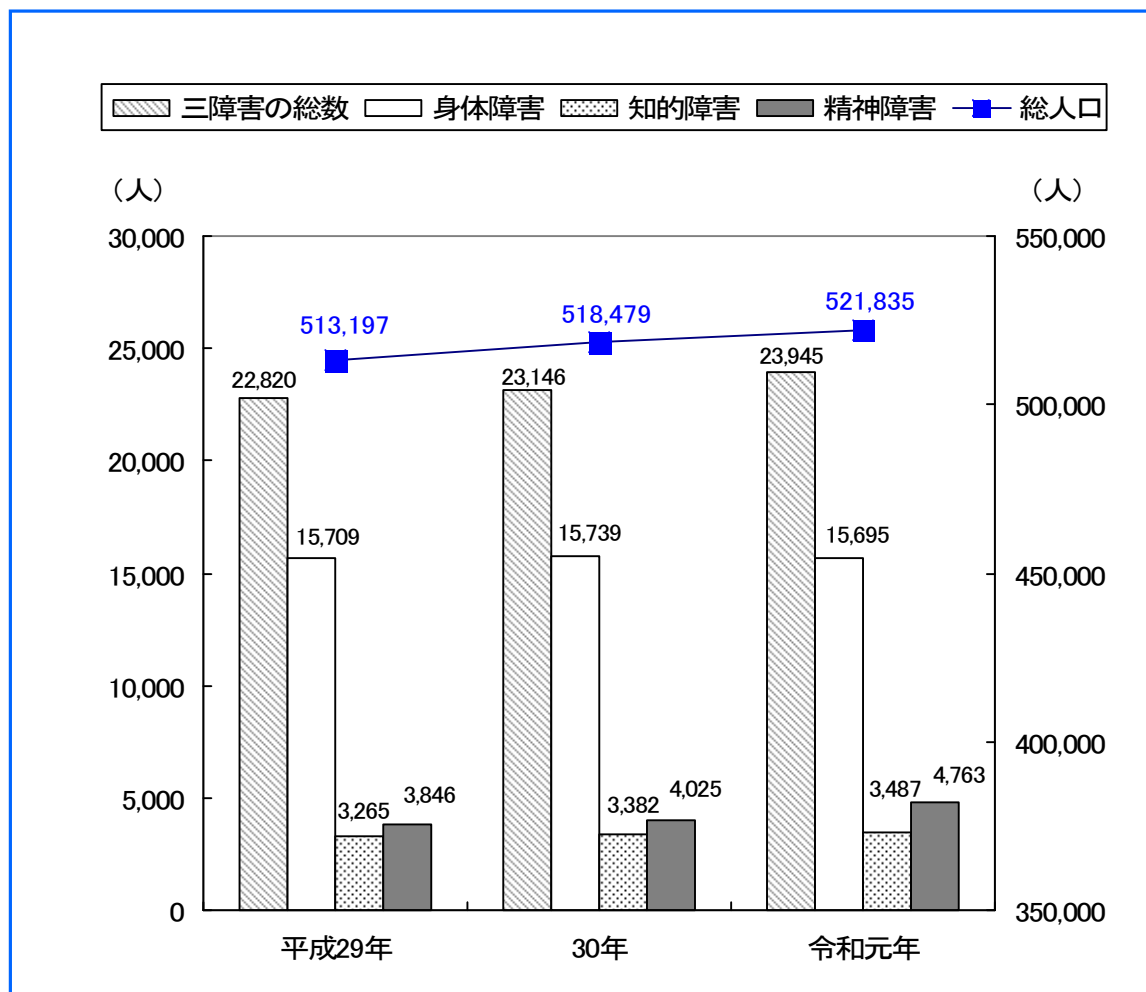


(資料) 保健予防課 : 各年度とも3月31日現在

令和元年度の「自立支援医療（精神通院医療）」の申請者は8,238人で、増加の傾向にあります（精神障害者保健福祉手帳所持は要件ではありません）。

(3) 本区の総人口と障害者（手帳所持者）数の推移

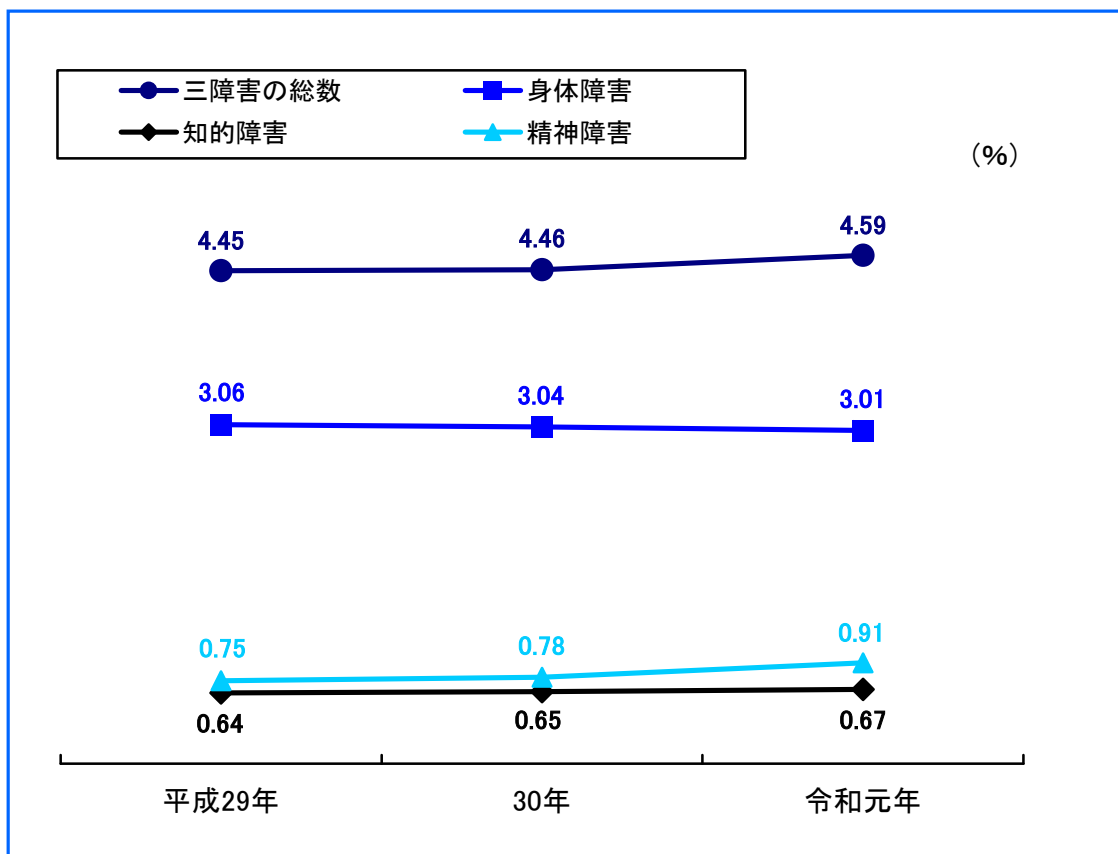
令和元年の時点における区の総人口は521,835人であり、毎年増加傾向にあります。障害者（手帳所持者）の総数も平成29年は22,820人、平成30年は23,146人、令和元年は23,945人であり、同様に増加傾向にあります。



(資料) 障害者支援課：(身体障害・知的障害) 各年とも12月31日現在
 保健予防課：(精神障害) 各年度とも3月31日現在

(4) 本区の総人口に占める障害者（手帳所持者）数の割合

令和元年時点での区の総人口に占める障害者（手帳所持者）数の割合は4.59%となっており、割合は増加傾向にあります。人口の増加以上に精神障害者手帳所持者数が増えていることが伺えます。

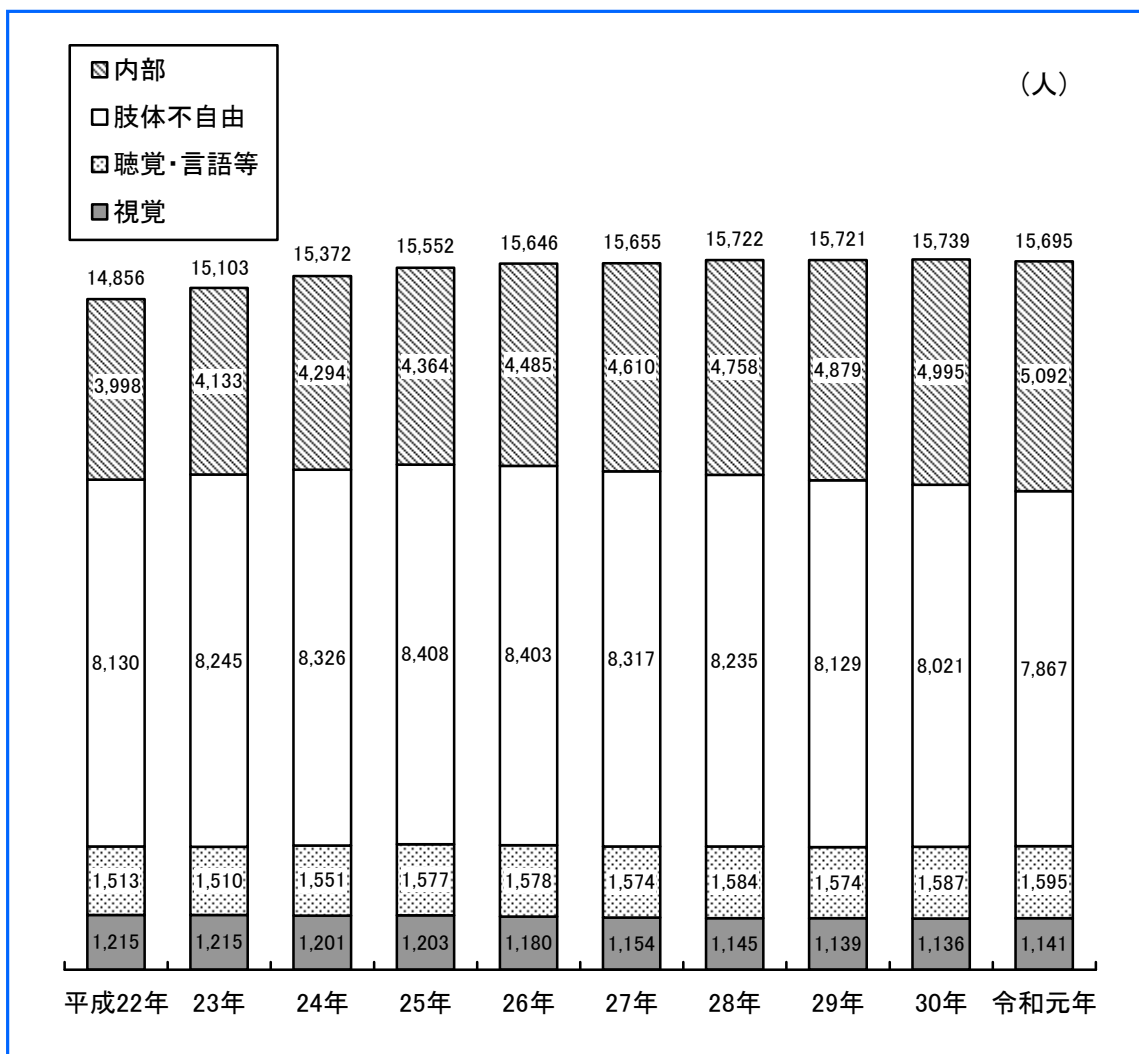


(資料) 障害者支援課：(身体障害・知的障害) 各年とも12月31日現在
保健予防課：(精神障害) 各年度とも3月31日現在

2 本区の身体障害者の状況

(1) 身体障害者の障害内容別人数の推移

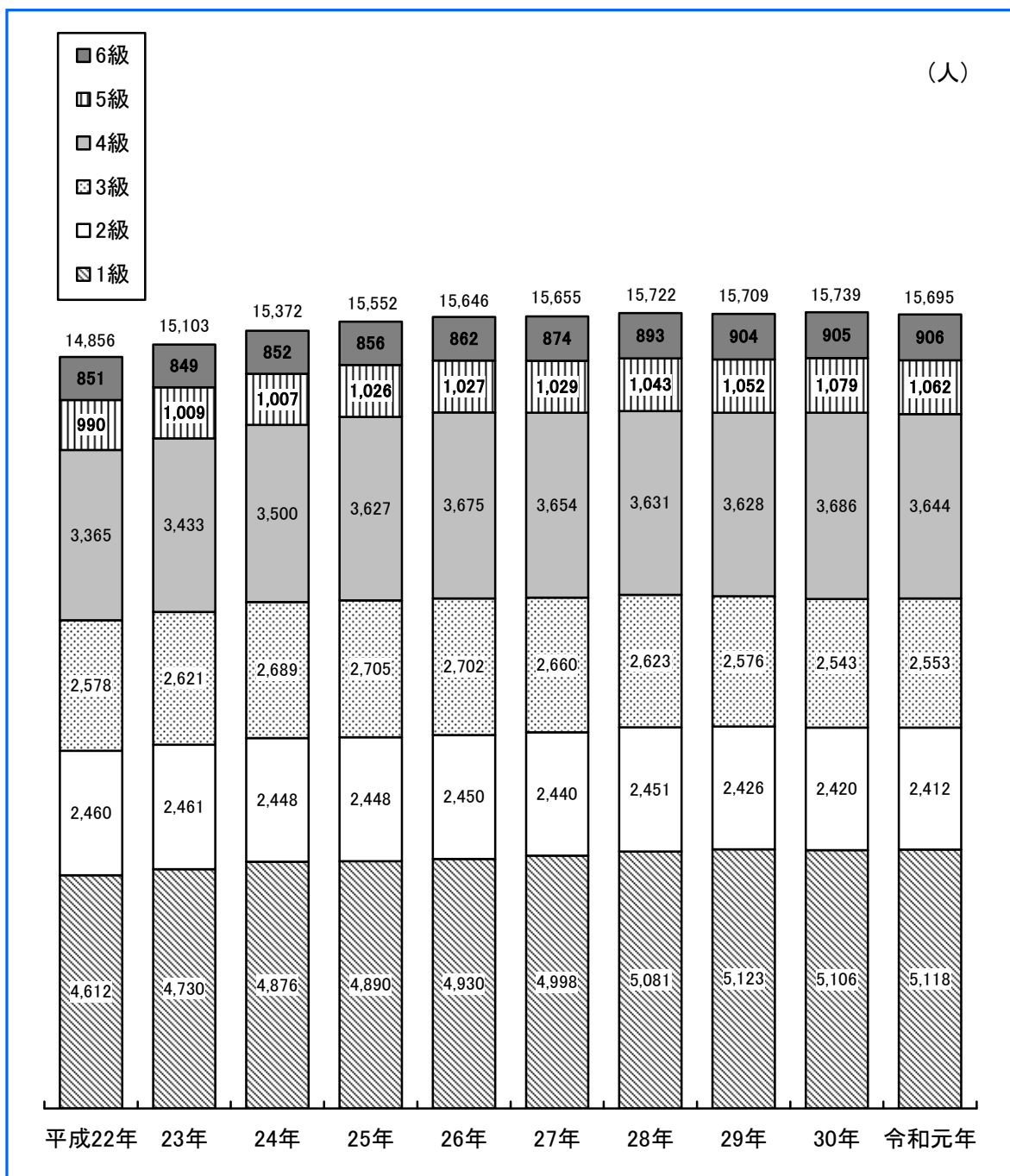
令和元年の時点における身体障害者手帳所持者の障害内容別人数をみると、「視覚障害」は1,141人、「聴覚・言語等障害」は1,595人、「肢体不自由」は7,867人、「内部障害」は5,092人です。内部障害が増加傾向になっていることがわかります。



(資料) 障害者支援課：各年とも12月31日現在

(2) 身体障害者の障害等級別人数の推移

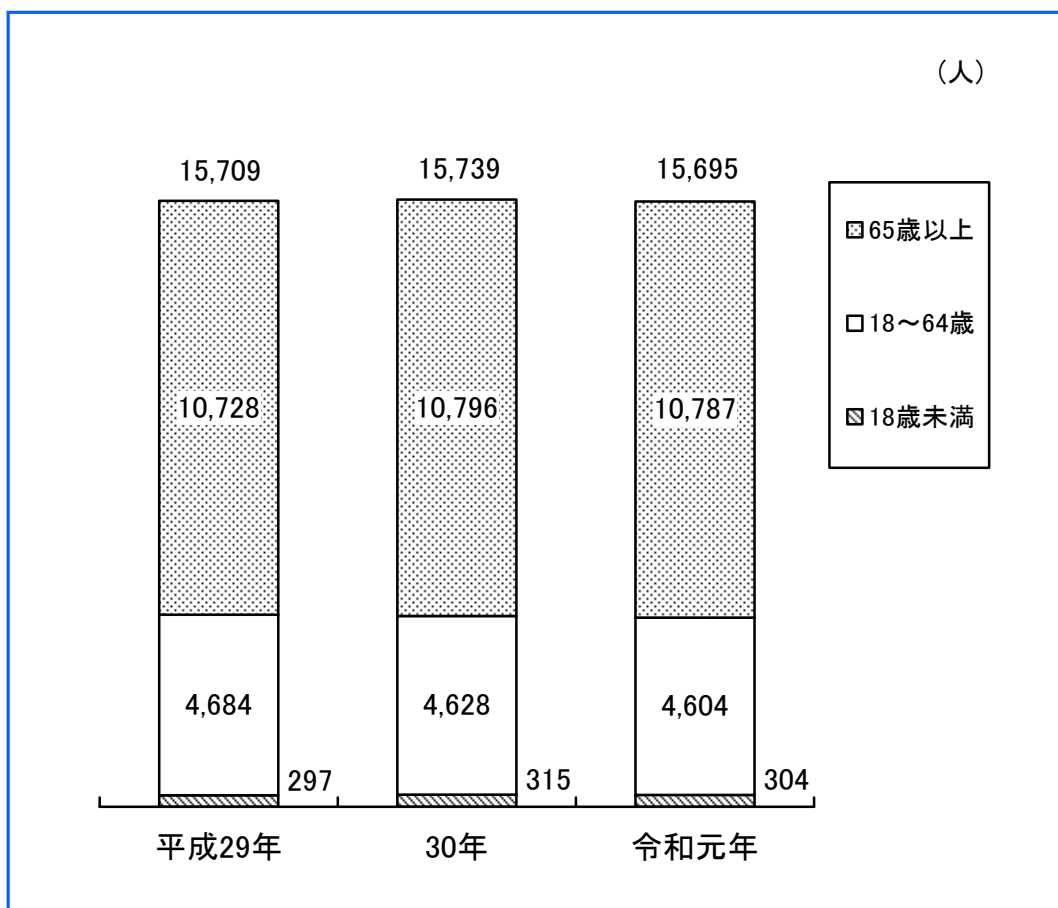
令和元年の時点における身体障害者手帳所持者の障害等級別人数をみると、「1級」が5,118人と最も多く、「2級」は2,412人、「3級」は2,553人、「4級」は3,644人、「5級」は1,062人、「6級」は906人です。



(資料) 障害者支援課 : 各年とも12月31日現在

(3) 年齢別身体障害者数の推移

令和元年の時点における身体障害者手帳所持者の年齢別人数をみると、「65歳以上」が10,787人と最も多く、「18～64歳」は4,604人、「18歳未満」は304人となっています。

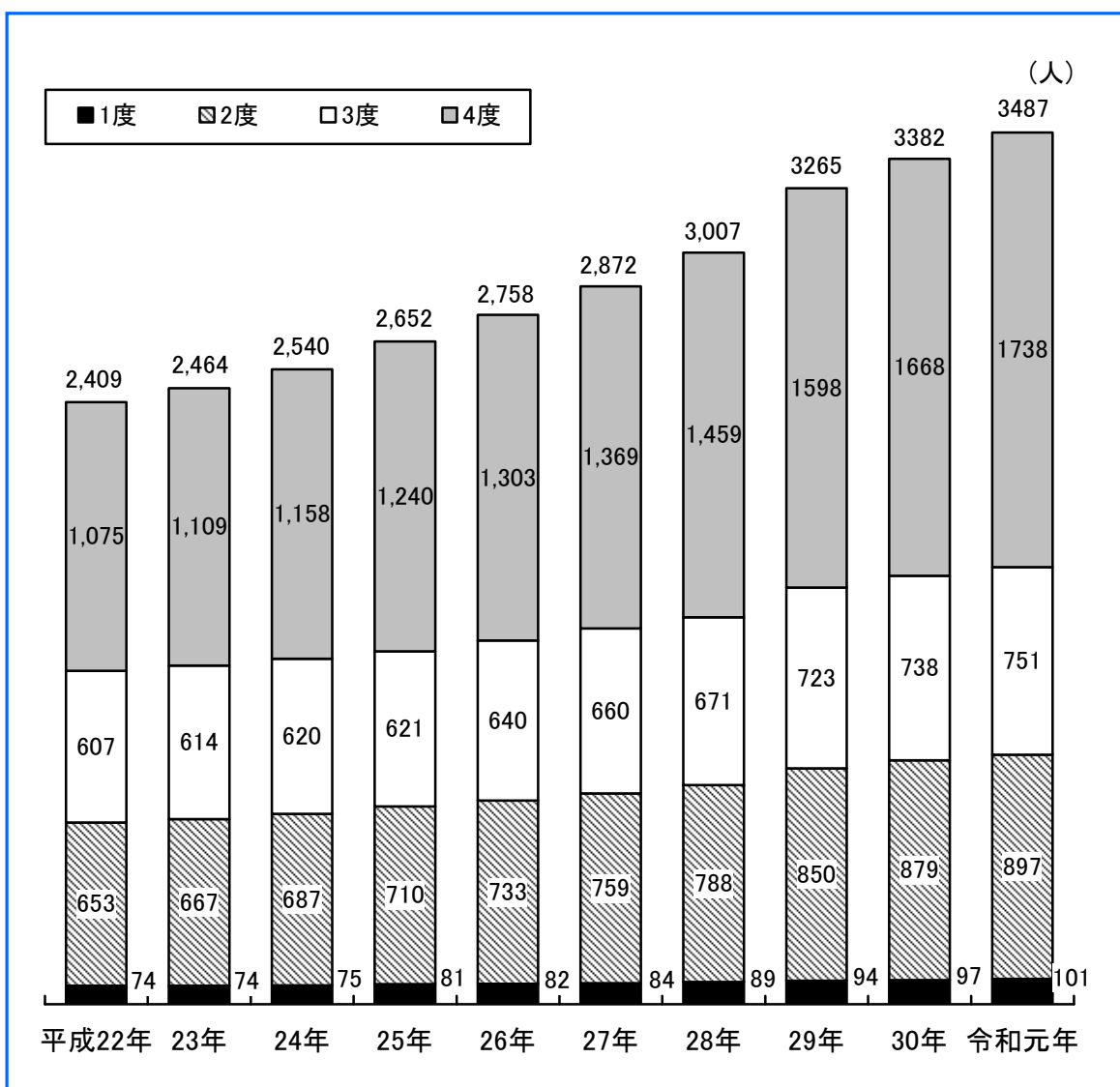


(資料) 障害者支援課 : 各年とも12月31日現在

3 本区の知的障害者の状況

(1) 知的障害者の障害程度別人数の推移

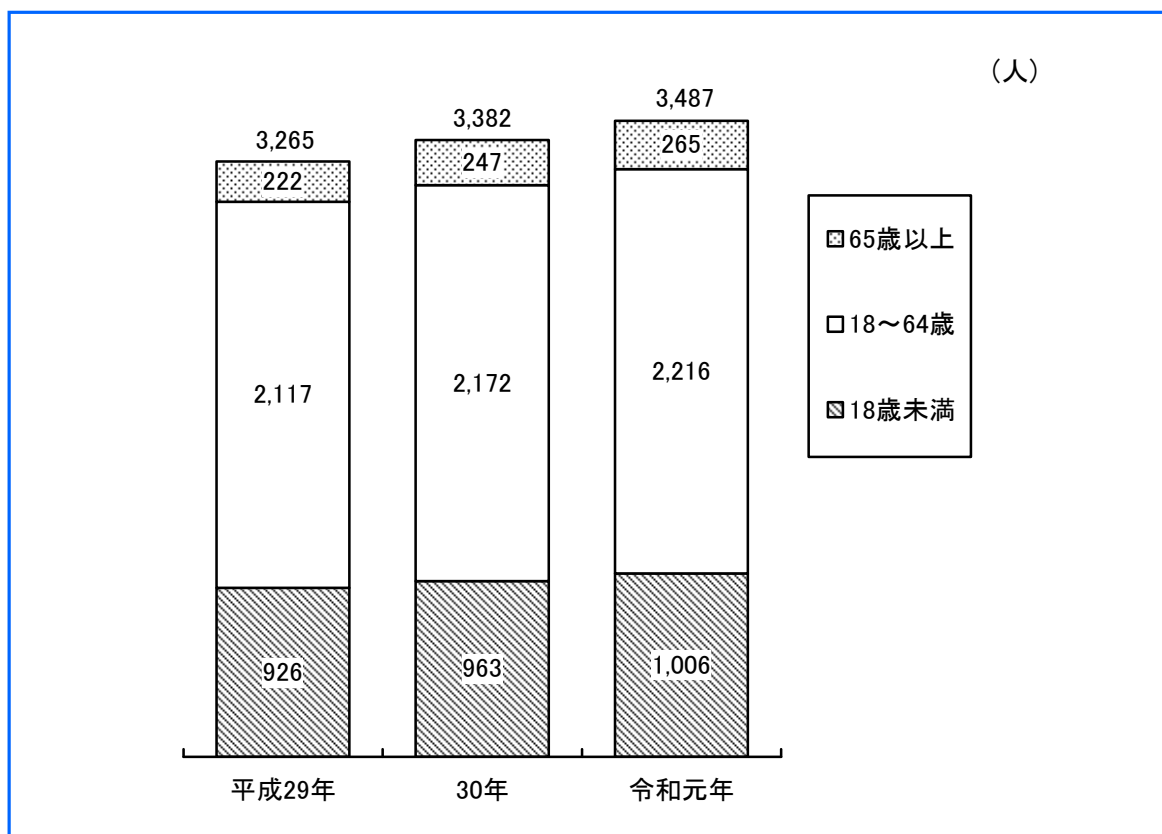
令和元年の時点における愛の手帳所持者の障害程度別人数をみると、「1度（最重度）」は101人、「2度（重度）」は897人、「3度（中度）」は751人、「4度（軽度）」は1,738人であり、「4度（軽度）」が最も多くなっています。



(資料) 障害者支援課：各年とも12月31日現在

(2) 年齢別知的障害者数の推移

令和元年の時点における愛の手帳所持者の年齢を見ると、「65歳以上」は265人、「18～64歳」2,216人、「18歳未満」1,006人です。

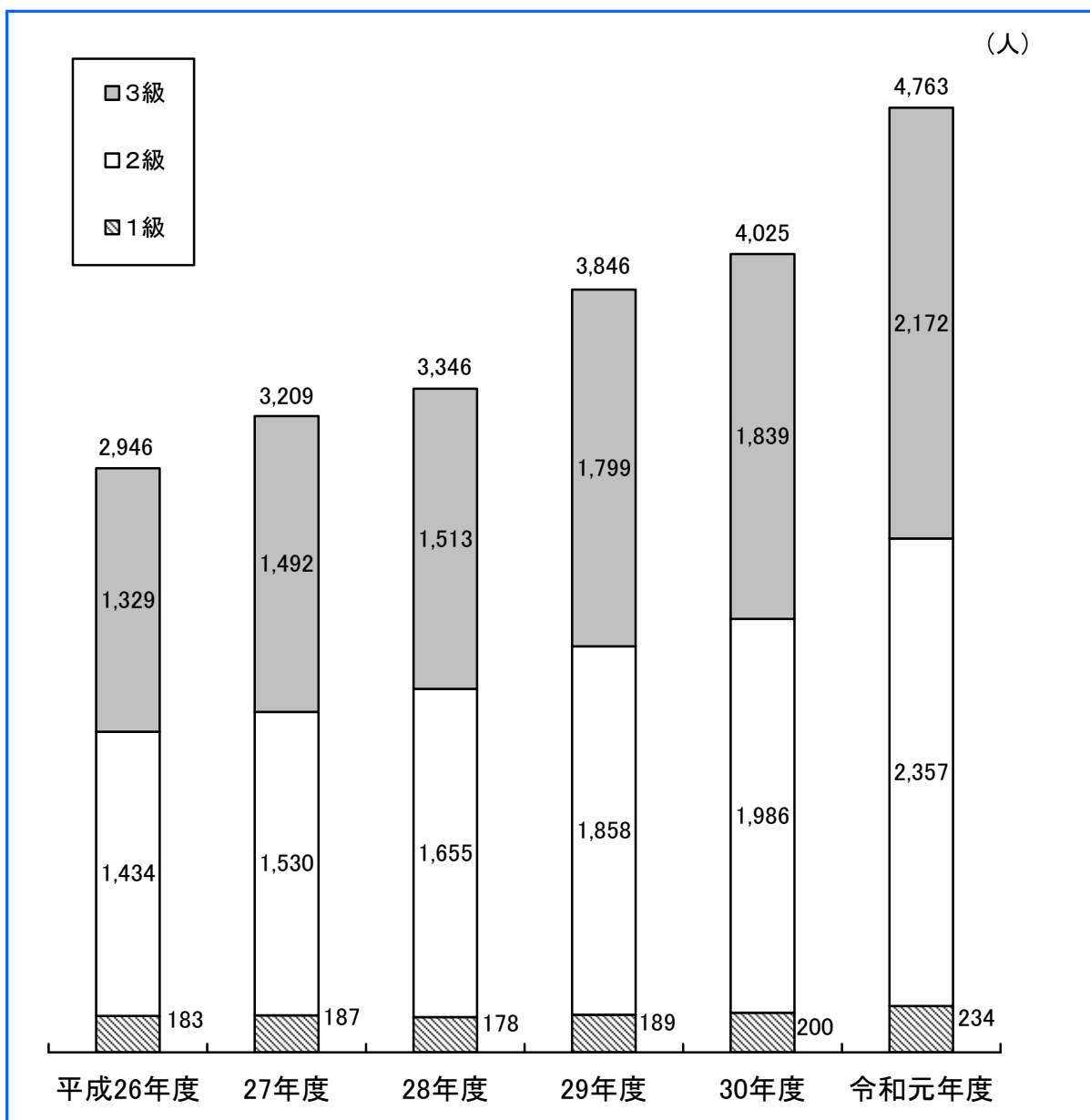


(資料) 障害者支援課 : 各年とも12月31日現在

4 本区の精神障害者の状況

(1) 精神障害者（手帳所持者）の障害等級別人数の推移

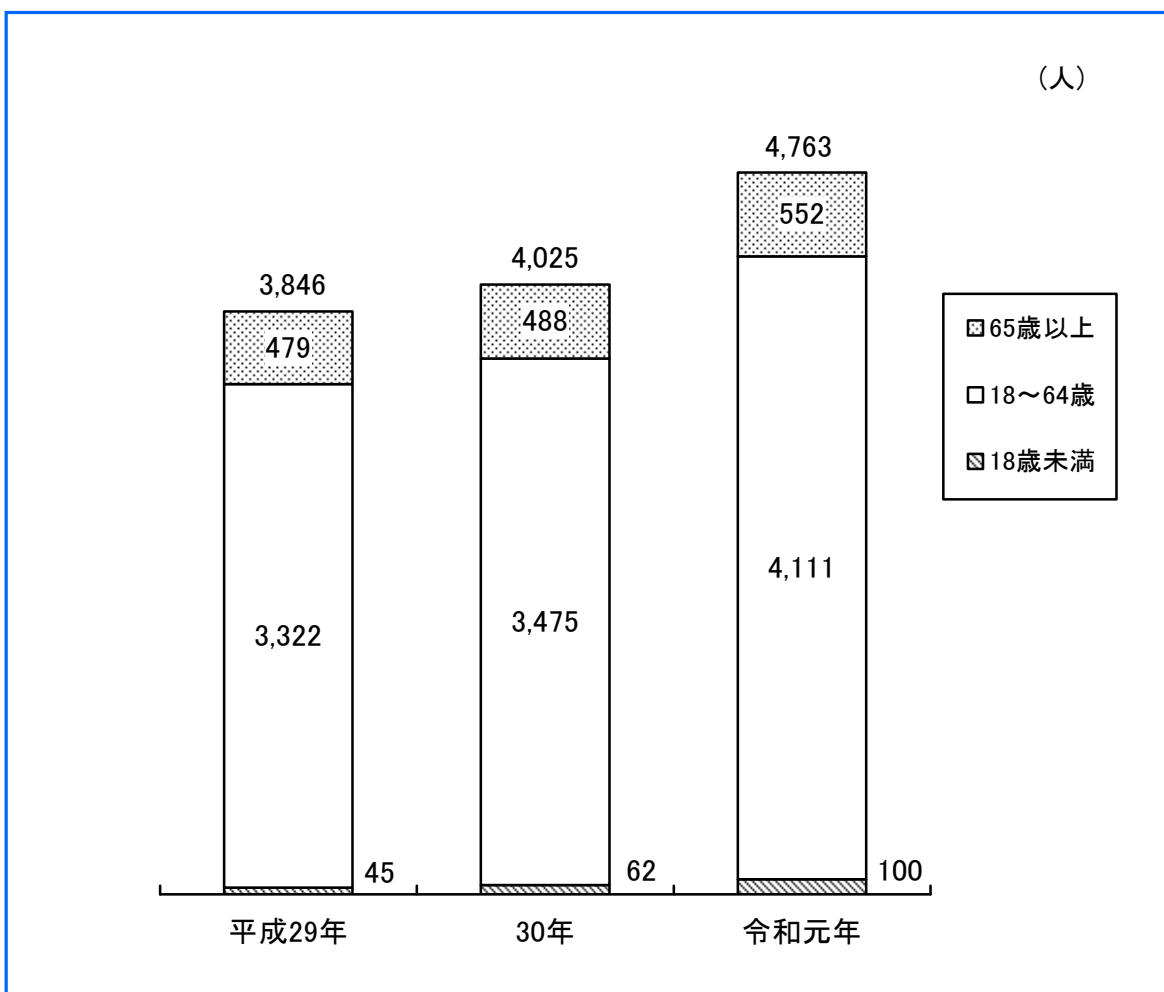
令和元年度における精神障害者保健福祉手帳所持者の障害等級別人数をみると、「1級」は234人、「2級」は2,357人、「3級」は2,172人です。すべての等級で増加の傾向が見られます。



(資料) 保健予防課 : 各年度とも3月31日現在

(2) 年齢別精神障害者（手帳所持者）数の推移

令和元年度における精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別人数をみると、「18歳未満」は100人、「18～64歳」4,111人、「65歳以上」552人であり、「18～64歳」が最も多くなっています。

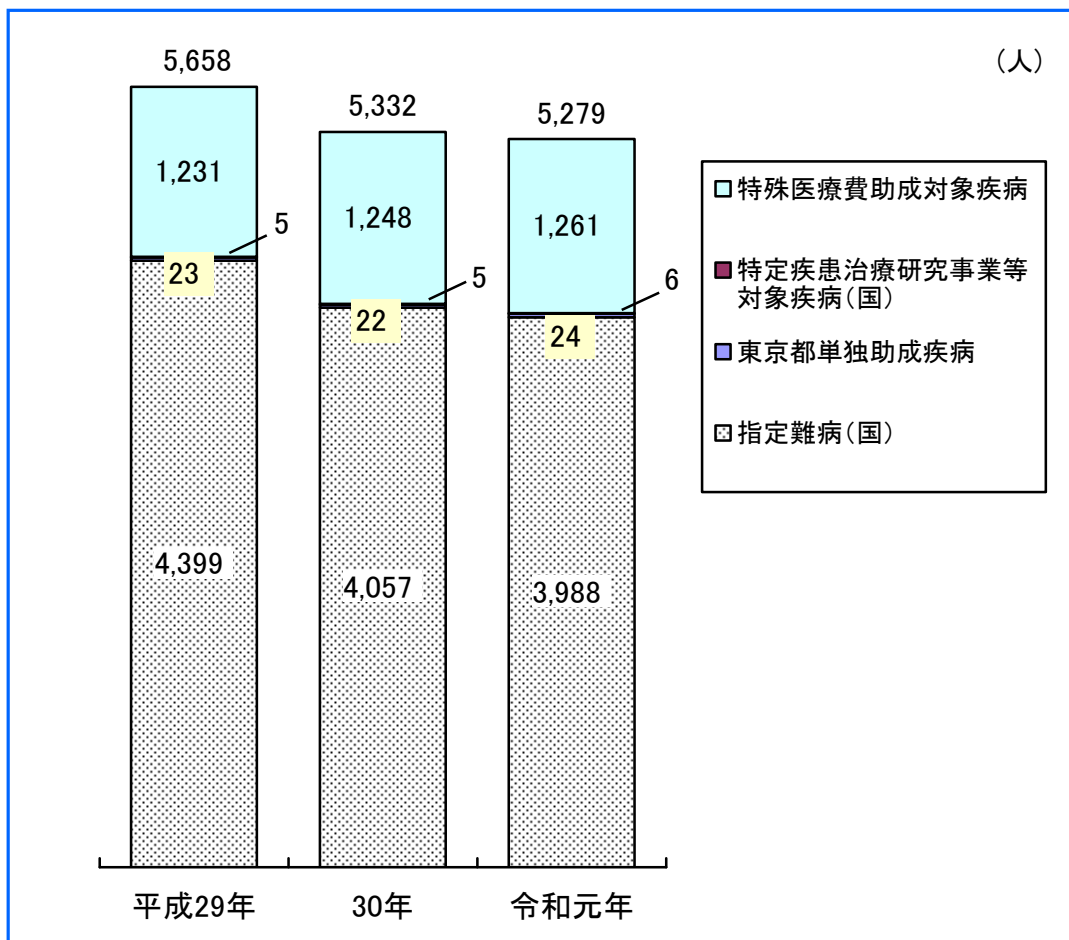


(資料) 保健予防課 : 各年度とも3月31日現在

5 本区の難病患者の状況

(1) 難病患者数の推移

令和元年度における特殊疾病医療費助成申請受付数は、5,279 人であり、平成 29 年度をピークに減少傾向になっています。



(資料) 保健予防課 : 各年度とも 3 月 31 日現在

※上記の人数は、特殊疾病医療費助成申請受付数の総数であり、障害者総合支援法における対象疾病とは異なります。

【参考】上記表における対象疾病数の推移 (資料: 保健予防課)

	平成 29 年	30 年	令和元年
特殊医療費助成対象疾病	2 疾病	2 疾病	2 疾病
特定疾患治療研究事業等対象疾病 (国)	4 疾病	4 疾病	4 疾病
東京都単独助成疾病	8 疾病	8 疾病	8 疾病
指定難病 (国)	330 疾病	331 疾病	333 疾病

6 障害者施策の現状

(1) 障害者に対する様々な支援施策

障害者に対する支援（行政の施策）は、下表のとおり多岐にわたっています。

分野	支援の施策	
相談窓口	区の障害者施策課、障害者支援課、保健所・保健相談所	
	民生・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員	
	東京都心身障害者福祉センター、児童相談所、 東京都発達障害者支援センター（TOSCA）	
	（教育関係）都立の特別支援学校、区立の特別支援学級	
	（就労関係）江東区障害者就労・生活支援センター、公共職業安定所	
手帳交付	身体障害者手帳：障害の程度によって1級から6級	
	愛の手帳（知的障害者）：障害の程度によって1度～4度	
	精神障害者保健福祉手帳：障害の程度によって1級～3級	
経済支援	手当	心身障害者（難病）福祉手当、特別障害者手当など
	年金	障害基礎年金、障害厚生年金など
	運賃	鉄道やバスの運賃の割引、タクシー運賃の割引など
	公共料金	NHK受信料の減免、上下水道の減免など
	税金	所得税や住民税などの障害者控除、自動車税の軽減など
福祉・介護	福祉サービス	居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護など
		補装具費の支給
		成年後見制度、地域福祉権利擁護事業、ふれあいサービス、入浴サービス、点訳サービス、手話通訳派遣など
保健・医療	医療費助成	心身障害者（児）医療費助成、特殊疾病医療費助成など
	医療費負担	自立支援医療
	相談・訓練	配慮を必要とするこどもの早期発見・療育、機能回復訓練など
教育	特別支援教育	小学校や中学校における特別支援学級、江東特別支援学校、墨東特別支援学校、臨海青海特別支援学校、城東特別支援学校、大塚ろう学校城東分教室
	就学相談	義務教育の就学相談、特別支援学級就学奨励など
雇用・就業	相談	公共職業安定所での相談・求職受付など
	訓練	公益財団法人「東京しごと財団」における障害者就業支援事業、公共職業安定所での障害者職場適応訓練など
住宅	都営住宅抽せん優遇制度、住宅あっせんなど	

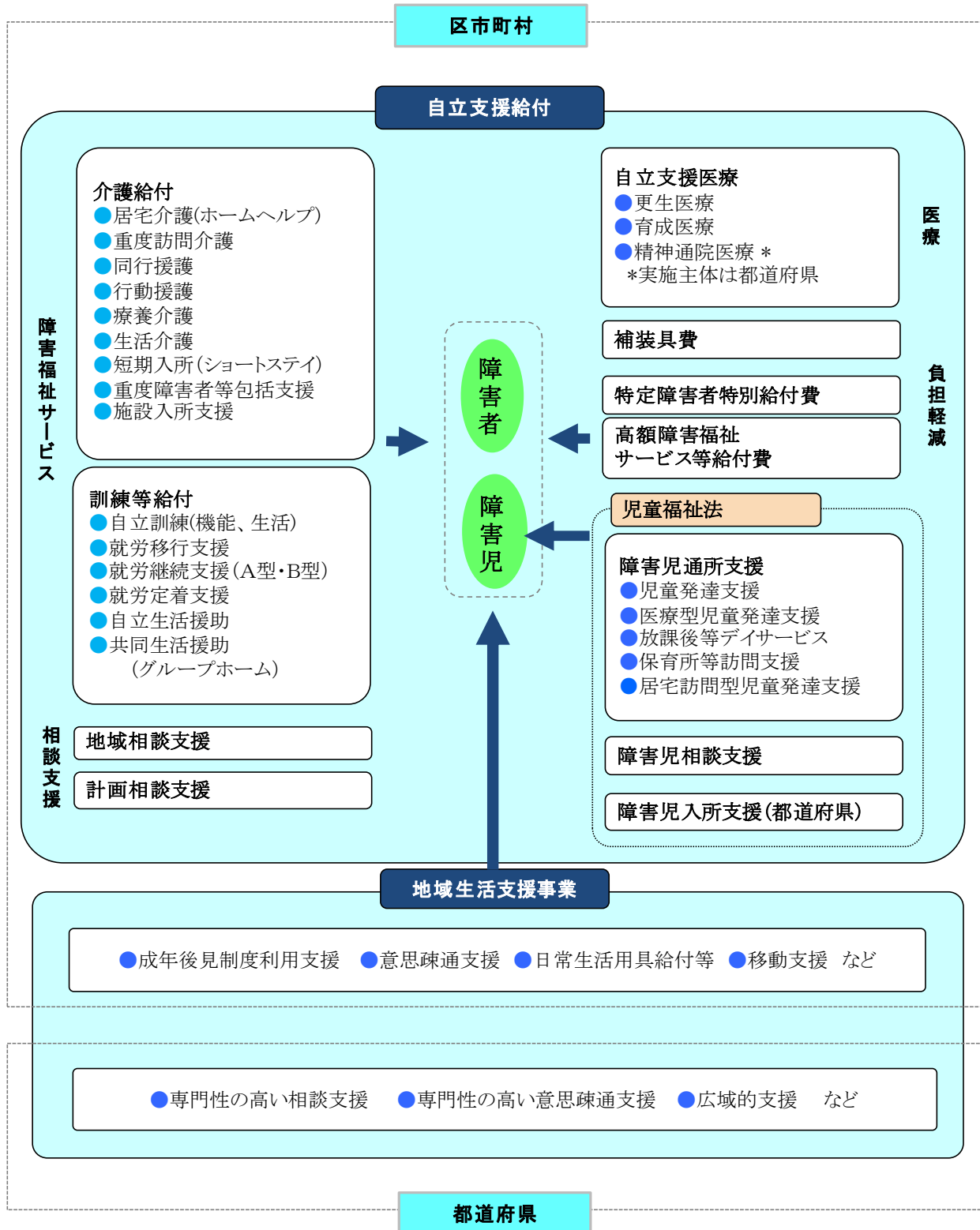
(2) 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスのしくみ

① サービスの全体像

障害者総合支援法に基づくサービスは、障害のある方々の標準的な支援の度合いや勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、区市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合には「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ、利用の際の手順が異なります。サービスには、原則として利用期限が設定されますが、必要に応じて更新・延長が行われます。

なお、障害がある児童（18歳未満）については、児童福祉法の「障害児通所支援」及び障害者総合支援法の「居宅介護」や「短期入所」等の障害福祉サービスが利用できます。また、介護保険給付の対象者については原則として介護保険給付が優先となりますが、心身の状況やサービス利用を必要とする理由等を踏まえ、介護保険担当課や居宅介護支援事業者と連携して対応しています。

■ 総合支援法による支援システムの全体像



② 利用者負担

利用者負担は、サービス量と所得に基づく負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。定率負担・実費負担それぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

〔利用者負担の負担上限月額設定〕

障害福祉サービスの利用者負担は、障害のある方とその配偶者（※）の所得に応じて、次の4区分の負担上限月額が設定されています。
※ただし、障害児（18歳未満。なお施設に入所する18、19歳を含む）の場合、保護者の属する住民基本台帳上の世帯を単位に所得を判断します。

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額		
生活保護	生活保護受給世帯	0円		
低所得	区市町村民税非課税世帯	0円		
一般1	区市町村民税所得割16万円未満（障害児は28万円未満）	施設等入所者以外	障害者	9,300円
			障害児	4,600円
		20歳未満の施設入所者		9,300円
一般2	上記以外の区市町村民税課税世帯	37,200円		

- 「一般」のうち入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者の場合「一般2」となります。
- 所得区分が「一般1」に属する保護者に係る複数の障害児が障害児通所支援又は障害児入所支援を受けている場合の負担上限月額は、該当する負担上限月額のうち最も高い額となります。なお、複数の条項に基づくサービスを受けている場合は、それぞれのサービスにおいて負担上限月額が決定されます（この場合、高額障害福祉サービス等給付費等における「障害児の特例」が適用されます）。
- 障害児通所支援を利用する小学校就学前の障害児又は幼稚園、保育所等に通う小学校就学前の児童が二人以上いる保護者に係る負担上限月額は、以下の①～③までの額を合算した額と元来の障害児通所給付費に係る所得区分に応じた負担上限月額のいずれか低い額となります（多子軽減措置）。

	障害児	算定額
①	小学校就学後の障害児 小学校就学前児童のうち最年長者	厚生労働大臣が定める基準により算定した額の 10/100
②	①を除く小学校就学前児童のうち最年長者	厚生労働大臣が定める基準により算定した額の 5/100
③	① 及び②以外の障害児	0

○障害児通所支援、障害児入所支援を利用する利用する満3歳になってから初めての4月1日から小学校就学までの期間の利用者負担額は無料となります。ただし、食事代や医療費等は対象外です。(就学前障害児の発達支援の無償化)

③ 利用者負担軽減策

〔補足給付〕

補足給付は、食費・光熱水費・家賃の実費負担に対する軽減措置です。

入所施設(20歳以上)

施設での1ヵ月あたりの食費・光熱水費の基準額を設定し、福祉サービス費の定率負担相当額と、食費・光熱水費の定費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付が支給されます。

入所施設(20歳未満)

20歳未満の場合は、地域でこどもを養育する世帯と同様の負担となるように補足給付が行われます。さらに、18歳未満の場合は、教育費相当分が加算されます。

グループホーム

グループホーム居住者の低所得者に係る家賃の実費負担を軽減するため、補足給付1万円(家賃の額が1万円を下回る場合は、当該家賃の額)が支給されます。

〔高額障害福祉サービス費〕

同じ世帯で複数の方がサービスを利用する場合や、介護保険も併せて利用する場合、減免措置が受けられます。

障害者

障害福祉サービス(補装具及び介護保険も併せて利用している場合は、補装具及び介護保険の負担額も含む)の合算額が基準額を超えている場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます。(償還払いの方法によります。)

障害児

障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分については、高額障害福祉サービス費等が支給されます。(償還払いの方法によります。)

〔個別減免(医療型)〕

療養介護等を利用する場合、減免制度があります。医療型施設に入所する方や療養介護を利用する方は、定率負担、医療費、食事療養費を合算して利用者負担等の上限額が設定され、それ以上は減免されません。

20歳以上の場合

低所得の方は少なくとも25,000円が手元に残るように、利用者負担が減免されます。

20歳未満の場合

所得要件はありません。地域でこどもを養育する世帯と同様の負担(具体的には、生活費2.5万円を含めて所得区分に応じ5万円から7.9万円)となるよう、上限額の設定を行います。さらに18歳未満の場合にはその他生活費に教育費相当分を加えます。

〔生活保護移行防止〕

負担軽減策を講じても、利用者負担を負うことによって生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額や食費・光熱水費の実費負担を引き下げます。

■ 利用者負担に関する軽減措置

	入所施設 利用者 (20歳以上)	グループ ホーム 利用者	通所施設 (事業) 利用者	ホーム ヘルプ 利用者	入所施設 利用者 (20歳未満)	医療型施設 利用者	
障害福祉サービス定率負担	利用者の負担上限月額設定 (所得段階別)						
	世帯での所得段階別負担上限 (高額障害福祉サービス費)						個別減免 (医療型) ※ 医療、 食事療養費 と合わせ、 上限額を 設定
	生活保護への移行防止 (負担上限額を下げる)						
食費・光熱水費・家賃	補足給付 (食費・ 光熱水費)	通所施設を 利用した場 合には、食 費負担軽減 が受けられ ます。 (経過措置)	食費負担 軽減		補足給付 (食費・ 光熱水費)		
		補足給付 (家賃助成)					

(3) 江東区内の事業所数

江東区内の事業所数は、次の表の通りです。(令和2年4月1日現在)

■障害者(児)施設

サービス種別	事業所数(共同生活援助:ユニット数)
療養介護	1※
生活介護	15※
自立訓練(生活訓練)	1
就労移行支援	9
就労継続支援(A型)	4
就労継続支援(B型)	31(分室含む)
就労定着支援	3
地域活動支援センター(I型)	3
地域活動支援センター(II型)	1
共同生活援助	36(知的障害者29、精神障害者7)
宿泊型自立訓練	1
短期入所	2※
児童発達支援センター	2
医療型児童発達支援センター	1※
医療型障害児入所施設	1※
児童発達支援	15
放課後等デイサービス	37
保育所等訪問支援	2※

※東京都立東部療育センターを含めています。

■相談支援

サービス種別	事業所数
計画相談支援	29
障害児相談支援	14
地域移行支援	3
地域定着支援	3

■在宅サービス等

サービス種別	事業所数
居宅介護	66
重度訪問介護	63
同行援護	33
行動援護	3

第3章 目標値とサービス見込み【第6期江東区障害福祉計画】

1 令和5年度の目標値の設定と目標達成に向けた施策の推進

第6期障害福祉計画では、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保するため、第5期計画での実績や本区の実情を踏まえ、以下の(1)～(6)の6項目について成果目標を設定し、取組をさらに推進していきます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点における施設入所者のうち、今後、自立訓練等を利用して、令和5年度末までにグループホームや一般住宅等、地域生活へ移行する者の数値目標を設定します。

国の指針では、令和5年度末時点で、令和元年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、施設入所者の1.6%以上の削減を基本に、地域の実情に応じて目標を設定することとなっています。

【国（厚生労働省）の指針】

基準時点：令和元年度末

終了時点：令和5年度末（第6期計画終了日）

項目	第6期計画の数値目標の基本となる数値と考え方		備考
地域移行者数	6%以上	直近3年間の増加率で推移した場合の令和5年度末の移行者数を7.3千人、施設入所者数を12.3万人とし、地域移行率を5.7%と推計する。 →地域移行者の割合を6%以上と設定	※現計画で設定されている令和2年度末までの数値目標が達成されていない場合、未達成割合を加えたものを目標値とする。 ※障害児入所施設への入所者のうち18歳以上になっている者については、施設入所者の算定の対象外とする。
入所者数の削減数	1.6%以上	直近3年間の削減率0.4% →同率で推移した場合の4年間の地域移行者の割合を1.6%以上と設定	

(資料) 厚生労働省

【 施設入所者の地域生活への移行実績 】

項 目	実績	説 明
地域移行者	3 人	平成 28 年度末から令和元年度末までの、施設入所者の地域移行者数
地域移行者の見込み	4 人	令和 2 年度末見込み数

令和元年度現在、施設からの地域移行者数は 3 人となっています。これに令和 2 年度末の見込み数を合わせると 4 人となり、平成 28 年度末現在の施設入所者数（307 人）の 1.3%に相当します。第 5 期障害福祉計画における目標数は 28 人（9.0%）であり、目標達成は難しい状況です。

令和元年度末時点における施設入所者は 294 人で、本計画においては、国の指針に基づき地域生活への移行者を施設入所者数の 6%にあたる 18 人とします。なお、現計画の目標未達成割合相当は実情を踏まえ加えないこととします。また、今なお入所待機者がいることから、施設入所者数の減は見込まないこととしますが、令和 5 年度に障害者入所施設が開設される予定であり、令和 5 年度末時点での施設入所者数は 332 人とします。

【 施設入所者の地域生活への移行目標 】

項 目	目標	区 の 考 え 方
施設入所者数	294 人	令和元年度末現在での施設入所者数
令和 5 年度末入所者数	332 人	令和 5 年度末時点での施設入所者数の見込み
施設入所者削減の見込み	0 人	令和 5 年度末までに、令和元年度末と比較して、施設入所者数の減少は見込まない。
地域移行者の目標数	18 人	令和 5 年度末までに、令和元年度末時点での施設入所者数の 6%に相当する人が、地域生活へ移行する。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、地域全体での精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。そのため、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育等が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めていかなければなりません。

国の基本指針では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上の長期入院患者数、早期退院率に関する目標を設定することとなっており、これらはいずれも東京都において設定することとされています。

第6期計画では、区独自の目標設定は行いませんが、精神障害者が地域で安心して暮らせるよう、システム構築に向けて取り組むとともに、一層の推進に向けた取組の検討も進めていきます。また、区においては、現在、人々が相互に支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会、地域共生社会の実現に向けた取組として「地域福祉計画」の策定を進めています。「誰一人取りこぼさない社会」を作るため、生活上の困難を抱えるあらゆる人に対して総合的に支援を行うことを目指すものです。精神障害者を含む様々な生活課題を抱える方々にも対応した社会づくりについて、地域福祉計画策定の中でも検討を進めていきます。

(参考) システム構築に向けた主な取組

項 目	取組内容
地域自立支援協議会精神部会の取組	主に精神障害者を対象とした「心の健康福祉マップ」を作成・配布
住宅入居等支援事業	物件探し、入居後の24時間体制の相談支援

【 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築実績 】

項 目	実績	説 明
保健、医療、福祉関係による協議の場を設置	設置済	令和 2 年度より、江東区医師会、都立墨東病院、民生児童委員等関係機関と、庁内関係部署で構成される江東区地域精神保健福祉連絡協議会を協議の場と位置付け、開催した。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活において、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るものです。具体的には、緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用、及び体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備します。

国の指針では、障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、令和5年度末までに1つ以上の拠点を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとされています。

拠点等の整備に当たっては、地域生活を支援する機能を集約してグループホームや障害者支援施設等に付加した「多機能拠点整備型」、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」の2種類の整備手法が国から示されています。

区では、令和5年度に開設を予定している障害者入所施設において、「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」などの機能付加を検討しており、当該施設の開設を機に「面的整備型」による整備を目指していきます。

(厚生労働省資料)



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

就労支援の観点から、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

就労移行支援事業等の数値目標の考え方は、以下のとおり、国が示す計画の考え方を基本として、これまでの実績や地域の実情を踏まえて設定します。

【国（厚生労働省）の指針】

項 目	数値目標
一般就労への移行実績 (就労移行支援事業等)	令和元年度の 1.27 倍以上
一般就労への移行実績 (就労移行支援)	令和元年度の 1.30 倍以上
一般就労への移行実績 (就労継続支援 A 型)	令和元年度の 1.26 倍以上
一般就労への移行実績 (就労継続支援 B 型)	令和元年度の 1.23 倍以上
一般就労移行者	7 割以上が就労定着支援事業を利用
就労定着支援事業所のうち就労定着率が 8 割以上の事業所	全体の 7 割以上

(資料) 厚生労働省

【福祉施設等から一般就労への移行実績（令和元年度）】

項 目	実績
障害者就労・生活支援センター利用者の一般就労移行者	76 人
福祉施設から一般就労した者	56 人
就労移行支援から一般就労した者	37 人
就労継続支援 A 型から一般就労した者	4 人
就労継続支援 B 型から一般就労した者	12 人
就労定着支援を利用した一般就労移行者の割合	39%
障害者就労・生活支援センター利用者の一般就労 1 年後職場定着率	88%

区では平成 17 年度に「江東区障害者就労・生活支援センター」を設置し、障害者雇用を行う企業や関係機関等との連携を図り、就労支援業務を行っています。令和元年度にセンターを利用して一般就労に移行した者は 76 人でした。また、区内の福祉施設から一般就労した者は 56 人であり、そのうち就労移行支援から 37 人、就労継続支援 A 型から 4 人、就労継続支援 B 型から 12 人となっています。

令和 5 年度における障害者就労・生活支援センター利用者の一般就労移行の成果目標は、過去の実績、就労環境の状況を鑑みて、令和元年度と同数を目指します。また、一般就労 1 年後の職場定着率については、引き続き、8 割以上を目標とし、福祉施設から一般就労への移行を支援していきます。推進に当たっては、離職者や特別支援学校等の卒業生に対する就職の支援や一般就労・雇用支援策の理解促進を図るなど、障害者雇用全体の取組を進めていきます。なお、国が示した就労定着支援に係る目標設定については、区内の事業所数や他自治体の事業所利用状況を考慮し、本区においては設定しないこととします。

【福祉施設等から一般就労への移行目標】

項 目	目 標	説 明
障害者就労・生活支援センター利用者の一般就労移行者	76 人	令和元年度実績と同数
一般就労への移行者 (就労移行支援事業等)	71 人	令和元年度実績の 1.27 倍
一般就労への移行者 (就労移行支援)	48 人	令和元年度実績の 1.30 倍
一般就労への移行者 (就労継続支援 A 型)	5 人	令和元年度実績の 1.26 倍
一般就労への移行者 (就労継続支援 B 型)	14 人	令和元年度実績の 1.23 倍
障害者就労・生活支援センター利用者の一般就労 1 年後職場定着率	8 割以上	

(5) 相談支援体制の充実・強化

障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、身近な地域で相談できる体制を充実・強化することが求められています。

国の指針では、相談支援体制を充実・強化するため、令和 5 年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する

体制を確保することを基本として目標を設定するとしています。

現在、区では国が掲げる「地域共生社会の実現」に向けて、地域福祉計画の策定を進めており、その中で「障害者」だけでなく、「高齢者」「子ども」「生活困窮者」「社会的孤立状態にある方」など様々な分野にまたがる生活課題を抱える方々に対応するために、分野を超えて総合的に相談に応じるなどの包括的な支援体制について、検討を行うこととしています。

区では、包括的支援体制の検討内容と整合を取りながら、相談支援体制の強化・充実に向け、令和5年度までに基幹相談支援センター設置を目指すほか、地域において障害者相談支援に関する指導的役割を担う主任相談支援専門員の確保に努めていきます。併せて、地域の相談支援事業者に対する支援も引き続き行っていきます。

【相談支援体制の充実・強化目標】

項 目		目標
総合的・専門的な相談支援		
	地域活動支援センターの運営（継続）	4 か所
	基幹相談支援センターの設置	1 か所
	主任相談支援専門員の確保	5 人
地域の相談支援体制の強化		
	相談支援事業所連絡会の開催	年2回以上
	相談支援事業所職員確保・定着促進	年1人
	地域の相談機関との連携会議の開催	(新規)

（6）障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している状況の中、利用者が真に必要とするサービスを適切に提供していくため、区市町村職員は障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、検証していくことが必要です。そこで、国の指針では、障害者総合支援法の具体的内容を理解する取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況の把握と適正なサービス提供の検証等の実施体制を構築することを基本として目標を設定するとしています。

区では、障害福祉サービス等の質の向上のため、東京都が実施する障害福

社サービスに係る研修等に積極的に参加して理解を深めるほか、障害者自立支援支払等システムの活用や指導検査体制の強化を図り、適正な事業所運営を確保していきます。

【 障害福祉サービス等の質の向上目標】

項 目	目 標
転入、新規採用職員等新たに従事する区職員を対象とする研修の実施	年 1 回以上
障害者自立支援支払等システムの活用	—
指定障害福祉サービス事業者に対する指導検査	年 20 件以上

2 サービス必要量の見込みと確保のための方策

障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとの必要なサービス量について、障害福祉サービス等の利用実績やサービスの利用意向など地域の実情を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの各年度における見込みを設定します。
(今後、東京都との調整により、変更が生じる場合があります。)

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、サービス提供事業者が居宅に訪問して行うサービスであり、以下の5種類があります。

- ① 居宅介護
- ② 重度訪問介護
- ③ 同行援護
- ④ 行動援護
- ⑤ 重度障害者等包括支援

① 居宅介護

居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言、生活全般にわたる援助を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする方に、居宅において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的に行います。また、日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者で、医療機関に入院した方が適切な介護を受けられるよう、ヘルパーが医療従事者に情報伝達を行うなどの支援を実施します。

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する方につき、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等、その方が外出する際の必要な援助を行います。

④ 行動援護

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する方に、その方が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護・排せつ・食事等の介護その他の、その方が行動する際の必要な援助を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護が必要で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方、知的障害また精神障害により行動上著しい困難がある方について、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を包括的に提供します。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み（月間）》

種 類		平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問系サービス	サービス量	21,365 時間分	23,426 時間分	25,560 時間分
	利用者数	833 人	861 人	802 人

（注）令和2年度は利用見込みの数値です。

それぞれのサービス別の利用実績より、一人当たりの月の平均利用時間を求めるとともに、障害者の増加傾向をもとに今後の利用者数を推計し、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる方の数を勘案してサービスの見込量を算定します。

《見込量（月間）の設定》

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	サービス量	24,918 時間分	25,476 時間分	26,123 時間分
	利用者数	914 人	956 人	1,004 人

サービス見込量の単位 「時間分」と「人日分」

「時間分」とは、「月間の利用人数」に、「1人1か月当たりの平均利用時間」を乗じて得られた数値です。

「人日分」とは、「月間の利用人数」に、「1人1か月当たりの平均利用日数」を乗じて得られた数値です。

例えば、1か月の間に5人の利用者が平均20日のサービスの提供を受けたときは、5人×20日＝100人日 となります。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、昼間に入所または通所により訓練、介護等を提供するサービスで、以下の7種類があります。

- ① 生活介護 ② 自立訓練 ③ 就労移行支援 ④ 就労継続支援
⑤ 就労定着支援 ⑥ 療養介護 ⑦ 短期入所

① 生活介護

主として昼間、障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供、その他の身体機能・生活機能の向上のために必要な援助を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み（月間）》

種 類		平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	サービス量	14,036 人日分	14,152 人日分	13,970 人日分
	利用者数	734 人	738 人	743 人

(注) 令和2年度は利用見込みの数値です。

利用実績より、一人当たりの月平均利用日数を求め、障害者の増加傾向をもとに今後の利用者数を推計し、特別支援学校卒業者数の状況等を勘案してサービス見込量を算定します。

《見込量（月間）の設定》

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	サービス量	15,067 人日分	15,713 人日分	17,480 人日分
	利用者数	793 人	827 人	920 人

② 自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のため必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練の2種類があります。

ア) 自立訓練（機能訓練）

身体障害のある方・難病等の対象となる方について、通所先の障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、またはその方の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談・助言その他の必要な支援を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み（月間）》

種 類		平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立訓練 (機能訓練)	サービス量	41人日分	43人日分	27人日分
	利用者数	2人	3人	3人

(注) 令和2年度は利用見込みの数値です。

利用実績より、一人当たりの平均利用日数を求め、サービス見込量を算定します。

《見込量（月間）の設定》

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (機能訓練)	サービス量	42人日分	42人日分	42人日分
	利用者数	3人	3人	3人

イ) 自立訓練（生活訓練）

知的障害または精神障害のある方について、通所先の障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所において、またはその方の居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み（月間）》

種 類		平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立訓練 (生活訓練)	サービス量	335人日分	253人日分	337人日分
	利用者数	28人	25人	38人

(注) 令和2年度は利用見込みの数値です。

利用実績より一人当たりの月平均利用日数を求め、障害者の増加傾向、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる方の数を勘案して利用者を見込み、利用期間は上限2年間を想定して、サービス見込量を算定します。

《見込量（月間）の設定》

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (生活訓練)	サービス量	385人日分	429人日分	462人日分
	利用者数	35人	39人	42人

③ 就労移行支援

65歳未満の就労希望者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方について、生産活動・職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み（月間）》

種 類		平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労移行支援	サービス量	2,283人日分	2,394人日分	2,386人日分
	利用者数	144人	156人	149人

（注）令和2年度は利用見込みの数値です。

利用実績より、一人当たりの月の平均利用日数を求めるとともに、障害者の増加傾向、入所及び通所施設の利用者数、特別支援学校卒業者数の状況を勘案して利用者数を見込み、利用期間は上限2年間を想定して、サービス見込量を算定します。

《見込量（月間）の設定》

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	サービス量	2,864人日分	3,120人日分	3,376人日分
	利用者数	179人	195人	211人

④ 就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な方に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型とB型の2種類があります。

ア) 就労継続支援 (A型)

通常の事業所に雇用されることが困難な方のうち、適切な支援によって雇用契約等に基づき就労する方について、生産活動その他の活動の機会の提供等、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み(月間)》

種 類		平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労継続支援 (A型)	サービス量	1,486人日分	1,302人日分	1,252人日分
	利用者数	85人	76人	78人

(注) 令和2年度は利用見込みの数値です。

利用実績より、一人当たりの平均利用日数を求めるとともに、障害者の増加傾向を勘案して利用者数を見込み、サービス見込量を算定します。

《見込量(月間)の設定》

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援 (A型)	サービス量	1,598人日分	1,700人日分	1,836人日分
	利用者数	94人	100人	108人

イ) 就労継続支援 (B型)

通常の事業所に雇用されることが困難な方のうち、通常の事業所に雇用されていたものの年齢・心身の状態等の事情により引き続きその事業所に雇用されることが困難となった方、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった方等、通常の事業所に雇用されることが困難な方について、生産活動その他の活動の機会の提供等、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み(月間)》

種 類		平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労継続支援 (B型)	サービス量	11,550人日分	11,536人日分	11,583人日分
	利用者数	760人	747人	746人

(注) 令和2年度は利用見込みの数値です。

利用実績より、一人当たりの月平均利用日数を求めるとともに、障害者の増加傾向、特別支援学校の卒業生数の状況、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる方の数を勘案して利用者数を見込み、サービス見込量を算定します。

《見込量(月間)の設定》

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援 (B型)	サービス量	11,940人日分	12,765人日分	13,680人日分
	利用者数	796人	851人	912人

⑤ 就労定着支援

就労移行支援の利用等を経て一般就労へ移行した障害者のうち、就労に伴う環境変化により、生活面の課題が生じている方に対して、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

《平成 30 年度から令和 2 年度利用実績と見込み（月間）》

種 類	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
就労定着支援	20 人	57 人	71 人

（注）令和 2 年度は利用見込みの数値です。

利用実績と就労移行支援の利用者数の見込みを踏まえて利用者数を見込みます。

《見込量（月間）の設定》

種 類	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労定着支援	72 人	78 人	89 人

⑥ 療養介護

主として昼間、病院において、機能訓練・療養上の管理・看護・医学的管理の下における介護・日常生活上の世話をを行います。

《平成 30 年度から令和 2 年度利用実績と見込み（月間）》

種 類	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
療養介護	62 人	61 人	59 人

（注）令和 2 年度は利用見込みの数値です。

利用実績を踏まえて利用者数を見込みます。

《見込量（月間）の設定》

種 類	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
療養介護	61 人	61 人	61 人

⑦ 短期入所

居宅において介護を行う方の病気等の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要となった方について、当該施設において、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。障害者支援施設等において実施する福祉型と、病院・診療所・介護老人保護施設において実施する医療型があります。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み（月間）》

種 類		平成30年度	令和元年度	令和2年度
短期入所 (福祉型)	サービス量	2,082人日分	2,293人日分	2,426人日分
	利用者数	119人	134人	100人
短期入所 (医療型)	サービス量	70人日分	95人日分	68人日分
	利用者数	13人	17人	9人

(注) 令和2年度は利用見込みの数値です。

利用実績より、一人当たりの月平均利用日数を求めるとともに、障害者の増加傾向を勘案して利用者数を見込み、サービス見込量を算定します。

《見込量（月間）の設定》

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所 (福祉型)	サービス量	2,580人日分	2,700人日分	2,840人日分
	利用者数	129人	135人	142人
短期入所 (医療型)	サービス量	84人日分	84人日分	84人日分
	利用者数	14人	14人	14人

(3) 居住系サービス

居住系サービスとは、共同生活を行う住居や施設等において訓練等給付または介護給付を提供するサービスです。以下の3種類があります。

- ① 自立生活援助 ② 共同生活援助 ③ 施設入所支援

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する方について、定期的に利用者宅を訪問し、食事や掃除などに課題がないか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、利用者からの相談、要請があった際には、訪問、電話等による随時の対応を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み（月間）》

種 類	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	0人	1人	1人

(注) 令和2年度は利用見込みの数値です。

利用実績と地域定着支援の利用者を踏まえて、利用者数を見込みます。

《見込量（月間）の設定》

種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	2人	2人	2人

② 共同生活援助（グループホーム）

主として夜間に、共同生活を営む住居において相談、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の援助を行います。

《平成 30 年度から令和 2 年度利用実績と見込み（月間）》

種 類	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
共同生活援助	369 人	383 人	399 人

（注）令和 2 年度は利用見込みの数値です。

利用実績を踏まえて、障害者の増加傾向、新たなグループホームの開所見込み、入所施設からの地域移行、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる方の数等を勘案し、利用者数を見込みます。

《見込量（月間）の設定》

種 類	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
共同生活援助	439 人	472 人	508 人

③ 施設入所支援

施設に入所する方に、主として夜間において、入浴や排せつ、食事の介護等を提供します。

《平成 30 年度から令和 2 年度利用実績と見込み（月間）》

種 類	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
施設入所支援	304 人	297 人	294 人

（注）令和 2 年度は利用見込みの数値です。

施設入所者の地域生活への移行、入所待機者の状況を踏まえ、利用者数を見込みます。

《見込量（月間）の設定》

種 類	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
施設入所支援	294 人	294 人	332 人

(4) 相談支援

障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の改正により「相談支援の充実」が図られることとなったことから、以下のサービスが平成 24 年 4 月から開始しました。

- ① 計画相談支援 ② 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）

① 計画相談支援

障害福祉サービスを申請した障害者について、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行うことにより、障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行うものです。

《平成 30 年度から令和 2 年度利用実績と見込み（月間）》

種 類	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
計画相談支援	342 人	352 人	366 人

（注）令和 2 年度は利用見込みの数値です。

平成 24 年 4 月の障害者自立支援法等関係法令の改正に伴い、平成 27 年度から、障害福祉サービス、地域相談支援に係る申請のあったすべての事例において、申請者に対してサービス等利用計画案の提出を求めるものとされています。そのため、全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の支給決定者数の見込みに基づき、サービス量を見込みます。

《見込量（月間）の設定》

種 類	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画相談支援	381 人	395 人	411 人

② 地域相談支援

ア) 地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害者に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み（月間）》

種 類	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域移行支援	5人	8人	8人

（注）令和2年度は利用見込みの数値です。

施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数を見込みます。

《見込量（月間）の設定》

種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	9人	10人	11人

イ) 地域定着支援

居宅で単身生活をしている障害者等に対し、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み（月間）》

種 類	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域定着支援	4人	3人	5人

（注）令和2年度は利用見込みの数値です。

施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数を見込みます。

《見込量（月間）の設定》

種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域定着支援	4人	5人	6人

(5) 障害福祉サービス等の種類ごとの見込量確保のための方策

(1) から (4) で見込んだ障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量について、サービスの種類ごとにその事業を行う事業者等の確保に関する方策は以下のとおりです。

(今後、東京都との調整により、変更が生じる場合があります。)

① 訪問系サービス

- 訪問系サービスは、地域での生活を支えるために必要なサービスであり、在宅での生活を支援する基本的なサービスです。
- 令和元年度に実施した障害者実態調査では、希望の暮らしをするために訪問系サービスの充実を求める割合が身体障害者や高次脳機能障害者で高く、また、今後利用したいサービスとして居宅介護の希望が最も高い結果となりました。潜在的な利用ニーズが高いことがうかがえます。
- サービス提供事業者への調査結果では、今後3年間で事業拡大または新規参入したいサービスとして居宅介護が一番多かった一方、スタッフの確保・資質向上が経営上の課題となり、民間事業所の事業拡大や新規参入の阻害要因となっていることがわかります。
- 福祉人材の確保は、障害福祉分野だけでなく、高齢福祉分野や児童福祉分野など様々な分野で全国的に人材不足に陥っている状況にあります。
- そのため、区独自の取組には限界がありますが、障害福祉の現場が魅力的で働きがいのある職場であることの周知・広報等に取り組むなど、人材の確保・資質向上につながる取組を進めるとともに、引き続き、事業参入等の促進を図り、訪問系サービスの確保・充実に努めます。

② 日中活動系サービス

- 区内で日中活動系サービスを提供する施設は、生活介護15か所、就労移行支援9か所、就労継続支援A型4か所、就労継続支援B型31か所となっています。(令和2年4月1日現在)
- その中で、生活介護及び就労継続支援B型の利用者が各々740人程度おり、障害者の増加傾向や生活介護の利用希望の高さを考慮すると、今後も利用者の増加が見込まれています。
- また、特別支援学校の卒業生のニーズへの対応も必要です。
- そのため、区では利用者の動向等を見ながら、各サービスの事業参入を促進しつつ、生活介護については、特別支援学校の卒業生の見込みも勘案して、事業参入に加えて既存施設の定員拡大などの対応を図り、サービス量の確保に努めていきます。

③ 居住系サービス

- 入所施設等から地域生活への移行を進めるためには、地域における居住の場としてのグループホームを中心とした住まいを確保することが重要です。
- 区内には、多くのグループホームが整備されていますが、入所施設から地域生活への移行の受け皿として、また、親亡き後の自立を支援する受け皿として、引き続きグループホームの運営を支援していくとともに、新たなグループホームの整備を促進していきます。
- 特に日中サービス支援型グループホームは、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された新たな類型であり、施設等から地域移行の促進や地域生活の継続など、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されています。今期中に整備着手できるよう取組を進めていきます。
- さらに、家族や在宅サービス、グループホームでは対応が困難であるなど、真に入所が必要な方などに対しては、障害者入所施設の整備を進め、令和5年度から区内において施設入所支援サービスを提供できる体制を確保します。

④ 相談支援

- 地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、サービスの適切な利用を支援、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実が欠かせません。
- 計画相談支援は、障害福祉サービス等の利用計画の作成を行っていますが、区内においては事業所及び相談支援専門員がここ数年横ばいに推移しています。
- 計画相談支援の充実に向けて、引き続き、区の就業・定着促進事業を活用して人材を確保・育成するとともに、相談支援専門員が働きやすい環境整備に取り組めます。
- 地域相談支援についても、各地域活動支援センターの相談支援体制を継続していきます。

3 地域生活支援事業に関する事項

区が実施する地域生活支援事業について、実施する事業の内容、事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、事業の見込量確保の方策などを定めます。

(1) 実施する事業の内容

区では、障害者総合支援法第 77 条に定められている、区（市町村）が実施する地域生活支援事業を行っていくほか、既存の事業や必要に応じて行う新規事業等を効果的に組み合わせ、障害者等の地域生活を支援します。

① 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的とした事業です。

区では、障害者福祉大会を年 1 回開催し、障害者等と地域住民の交流の機会を設けています。

《令和元年度・令和 2 年度の実施状況》

理解促進研修・啓発事業	令和元年度	令和 2 年度
実施の有無	有	有

《見込量の設定》

理解促進研修・啓発事業	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施の有無	有	有	有

② 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とした事業です。

区では知的障害者学習支援事業を実施し、軽度知的障害のある 18 歳以上の就労者に対し学習活動、学習支援活動を行っています。

《令和元年度・令和2年度の実施状況》

自発的活動支援事業	令和元年度	令和2年度
実施の有無	有	有

《見込量の設定》

自発的活動支援事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有

③ 相談支援事業

相談支援事業は、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

ア) 障害者相談支援事業

この事業は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連携調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行うものです。

今後、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターを設置し、さらなる相談支援の充実を図ります。

イ) 基幹相談支援センター等機能強化事業

この事業は、区市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することや、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施するものです。区では、障害者支援課に保健師を配置して、機能強化を図っていますが、さらなる充実を図るため、基幹相談支援センターを設置します。

ウ) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

この事業は、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な方に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通して障害のある方の地域生活を支援するものです。区では、他部署や関係機関との連携により、支援体制の充実を図ります。

《平成 30 年度から令和 2 年度の実施状況（年間）》

相談支援事業	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
ア 障害者相談支援事業	9 か所	9 か所	9 か所
イ 基幹相談支援センター等 機能強化事業	有	有	有
ウ 住宅入居等支援事業	有	有	有

《見込量（年間）の設定》

相談支援事業	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ア 障害者相談支援事業	9 か所	9 か所	9 か所
イ 基幹相談支援センター等 機能強化事業	有	有	有
ウ 住宅入居等支援事業	有	有	有

④ 成年後見制度利用支援事業

この事業は、障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護に資することを目的としています。区では、制度利用を希望する低所得者に対して、家庭裁判所への申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用など）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

《平成 30 年度から令和 2 年度の実施状況（年間）》

成年後見利用支援事業	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実利用者数（助成対象者数）	6 人	7 人	16 人

（注）令和 2 年度は見込みの数値です。

《見込量（年間）の設定》

成年後見利用支援事業	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実利用者数（助成対象者数）	10 人	10 人	10 人

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

この事業は、成年後見制度において親族や専門職（弁護士等）の後見人が得られない場合に、法人後見及び社会貢献型後見人の法人後見監督を受任することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とした制度です。区では社会福祉協議会に対し、法人後見等事業に係る諸経費を補助しています。

《令和元年度から令和2年度の実施状況》

成年後見制度法人後見支援事業	令和元年度	令和2年度
実施の有無	有	有

《見込量の設定》

成年後見制度法人後見支援事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者・要約筆記者の派遣、窓口への手話通訳者設置を行います。

実績数値を基に、聴覚・言語機能障害での身体障害者手帳所持者数の平均増加率を用いて、サービス見込量を算定します。

《手話通訳者・要約筆記者派遣、手話通訳者設置数の推移（年間）》

意思疎通支援事業	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①手話通訳者派遣 実利用者数	162人	147人	155人
②要約筆記者派遣 実利用者数	5人	5人	5人
③手話通訳者設置事業 設置者数	2人	2人	2人

（注1）令和2年度は見込みの数値です。

（注2）「手話通訳者」には、「手話通訳士」（国の手話通訳技能認定試験に合格し登録を受けた者）、「手話通訳者」（都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において登録を受けた者）、「手話奉仕員」（区市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において手話奉仕員として登録された者）を含みます。

（注3）「要約筆記者」には、「要約筆記者」（区市町村及び都道府県が実施する要約筆記者養成研修事業において登録された者）、「要約筆記奉仕員」（区市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において要約筆記奉仕員として登録された者）を含みます。

《聴覚等に障害のある方の推移》

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
身体障害者手帳所持者数 (聴覚・言語・音声機能障害)	1,574 人	1,587 人	1,595 人	1,582 人
伸び率		0.83%	0.50%	△0.82%

(注) 各年度とも 12 月 31 日現在。ただし、令和 2 年度は見込みの数値です。

上記より、聴覚・言語・音声機能に障害のある方の推移に基づき、手話通訳者の派遣利用者についても、横ばいで推移する見込みとなります。

《見込量（年間）の設定》

意思疎通支援事業	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
①手話通訳者派遣 実利用者数	155 人	155 人	155 人
②要約筆記者派遣 実利用者数	5 人	5 人	5 人
③手話通訳者設置事業 設置者数	2 人	2 人	2 人

⑦ 日常生活用具給付等事業

障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することによって日常生活上の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする事業です。

サービス見込みは、品目を大きく 3 つに区分し、実績値より利用件数を算定します。

《支給件数等の実績（年間）》

日常生活用具給付等事業	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
①日常生活用具（件数）	314 件	410 件	362 件
②排せつ管理支援用具（件数）	8,353 件	8,438 件	8,396 件
③居宅生活動作補助用具 (住宅改修)（件数）	12 件	11 件	12 件

(注) 令和 2 年度は見込みの数値です。

《見込量（年間）の設定》

日常生活用具給付等事業	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
①日常生活用具（件数）	362 件	362 件	362 件
②排せつ管理支援用具（件数）	8,396 件	8,396 件	8,396 件
③居宅生活動作補助用具 (住宅改修)（件数）	12 件	12 件	12 件

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者の養成によって、意思疎通を図ることに支障がある障害者の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とした事業です。区では社会福祉協議会に委託して実施しています。

実績数値を基にサービス見込量を算定します。

《講習修了者数の推移（年間）》

手話奉仕員養成研修事業	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
養成コース修了者数	一人	11 人	0 人

《見込量（年間）の設定》

手話奉仕員養成研修事業	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
養成コース修了者数	16 人	18 人	19 人

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。

実利用者数の伸び率と一人当たりの月平均利用時間数から、サービス見込量を設定します。

《利用者数と利用時間の推移（月間）》

移動支援事業	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
実利用者数	560 人	605 人	497 人
伸び率		8.04%	△17.85%
延べ利用時間	6,781 時間	7,533 時間	5,934 時間
一人当たりの平均利用時間	12.11 時間	12.45 時間	11.94 時間

（注）令和 2 年度は利用見込みの数値です。

《見込量（月間）の設定》

移動支援事業	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実利用者数	583 人	631 人	683 人
伸び率	17.3%	8.28%	8.28%
延べ利用見込時間	6,996 時間	7,572 時間	8,196 時間
一人当たりの平均利用時間	12 時間	12 時間	12 時間

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

この事業は、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的としたものです。

利用者に対し、創作活動、生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行う基礎的事業を実施しています。加えて、精神保健福祉士等を配置して医療・福祉・地域の社会基盤との連携強化のための調整、相談支援事業等を行うⅠ型、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービス等の事業を実施するⅡ型が区内に整備されています。

令和2年4月現在、区内にある地域活動支援センターは4か所です。それぞれの実施箇所数及び利用人数（基礎的事業分も含む）を見込みます。

《設置箇所数と利用人数の推移（年間）》

地域活動支援センター		平成30年度	令和元年度	令和2年度
Ⅰ型	実施箇所数	3か所	3か所	3か所
	利用者数	1,424人	1,321人	1,375人
Ⅱ型	実施箇所数	1か所	1か所	1か所
	利用者数	136人	139人	138人
合計	実施箇所数	4か所	4か所	4か所
	利用者数	1,560人	1,460人	1,513人

（注）令和2年度は見込みの数値です。

《見込量（年間）の設定》

地域活動支援センター		令和3年度	令和4年度	令和5年度
Ⅰ型	実施箇所数	3か所	3か所	3か所
	利用者数	1,384人	1,394人	1,404人
Ⅱ型	実施箇所数	1か所	1か所	1か所
	利用者数	138人	138人	138人
合計	実施箇所数	4か所	4か所	4か所
	利用者数	1,522人	1,532人	1,542人

⑪ その他の事業

上記事業以外の、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な事業として、区では次の事業を実施します。

ア) 訪問入浴サービス事業

障害者福祉センター浴室を利用できない方に、専門業者による巡回入浴車を自宅に派遣して入浴を行います。

イ) 更生訓練費給付事業

区内に住所を有する身体障害者で、施設内で行われる授産等の訓練の支援を必要とする方が、訓練において要する諸雑費及び通所費を給付します。

ウ) 点字・声の広報等発行事業

視覚障害者のために、「こうとう区報」点字版や、声の広報を製作・発行します。

エ) 自動車運転教習費助成事業

障害者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図るため、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

オ) 自動車改造費助成事業

重度身体障害者の社会参加の促進を図るため、就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成します。

《各事業の実績（年間）》

サービス名	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
ア 訪問入浴サービス事業（実利用人数）	28 人	29 人	27 人
イ 更生訓練費給付事業（実利用人数）	21 人	17 人	15 人
ウ 点字版広報製作部数（製作部数）	42 部	40 部	38 部
声の広報製作部数（製作部数）	91 部	89 部	89 部
エ 自動車運転教習費助成事業 （実利用人数）	0 人	1 人	2 人
オ 自動車改造費助成事業（実利用人数）	8 人	9 人	6 人

（注）令和 2 年度は見込みの数値です。

《見込量（年間）の設定》

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ア 訪問入浴サービス事業（実利用人数）	28人	28人	28人
イ 更生訓練費給付事業（実利用人数）	18人	18人	18人
ウ 点字版広報製作部数（製作部数）	38部	38部	38部
声の広報製作部数（製作部数）	89部	89部	89部
エ 自動車運転教習費助成事業 （実利用人数）	2人	2人	2人
オ 自動車改造費助成事業（実利用人数）	8人	8人	8人

（２） 各事業の見込量確保のための方策

- 理解促進研修・啓発事業は、着実に実施するほか、本事業以外にも様々な機会を捉えて障害の理解促進に努め、全ての区民が、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を推進していきます。
- 自発的活動支援事業は、障害者の余暇活動の場としても機能しており、学習支援者やボランティアの協力を得ながら実施していきます。
- 相談支援事業はこれまでの相談支援体制を継続するほか、基幹相談支援センターの設置に向けて、地域福祉計画における包括的支援体制の検討とも整合性を取り、鋭意検討を進めていきます。また、住居入居等支援事業は、居住支援協議会との連携を図りながら、充実に努めます。
- 成年後見制度関連事業は、成年後見制度の利用が必要な知的障害者または精神障害者に制度が確実に行き届くよう、実施していきます。
- 意思疎通支援事業及び手話奉仕員養成研修事業は、「江東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例」の制定趣旨を踏まえ、派遣・養成を着実に実施するとともに、障害者の意思疎通手段の普及啓発に努めます。
- 日常生活用具給付等事業は、用具の性能向上や必要性に応じて、適宜、給付品目の見直し、新規選定を行うなど効果的な給付を行っていきます。
- 移動支援事業は、自立した生活と社会参加に資するサービスとなるよう、改善を図り、また、サービス提供事業者の確保に努めます。
- 地域活動支援センター機能強化事業は、4センターで実施していきます。

第4章 目標値とサービス見込み【第2期江東区障害児福祉計画】

1 令和5年度の目標値の設定と目標達成に向けた施策の推進

第2期障害児福祉計画では、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、第1期計画での実績や本区の実情を踏まえ、国の指針に沿って成果目標を設定し、取組をさらに推進していきます。

【国（厚生労働省）の指針】

項 目	目 標
児童発達支援センター	令和5年末までに少なくとも1か所以上設置
保育所等訪問支援	令和5年度末までに利用できる体制を構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	令和5年度末までに少なくとも1か所以上確保
医療的ケア児を支援するための関係機関の協議の場	令和5年度末までに設置
医療的ケア児等に関するコーディネーター	令和5年度末までに配置

(資料) 厚生労働省

【障害児支援の提供体制の整備等実績】

項 目	実 績
児童発達支援センター	3か所設置
保育所等訪問支援	2か所で利用できる体制を確保
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	児童発達支援事業所1か所 放課後等デイサービス事業所2か所
医療的ケア児を支援するための関係機関の協議の場	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーター	3人配置

※児童発達支援センター及び保育所等訪問支援は、都立施設を含めています。

児童発達支援センターは、通所利用の障害児への支援だけではなく、地域の障害児・その家族を対象とした支援や保育所等の施設に通う障害児に対し施設を訪問して支援するなど、地域支援に対応した地域の中核的な療育支援施設です。区においては既にこども発達センターが児童発達支援センターとして設置されており、分室を合わせて2か所で地域の中核的な療育を担っています。障害児支援の重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターの役割は一層重要性を増しており、特に地域支援の強化を図る必要があります。そこで、こども発達センターにおいて、保育所等訪問支援の拡大を図るほか、地域の障害児通所支援施設、保育園、幼稚園、放課後児童健全育成事業などに対するアウトリーチ型支援の実施を検討し、地域の障害児支援体制の充実を図るとともに、障害児の早期発見・早期支援の体制づくりを進めていきます。

また、医療的ケア児について、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、第1期計画期間中に設置された小児在宅医療連携推進会議を活用して人数やニーズの把握に努めていきます。

【障害児支援の提供体制の整備等目標】

項 目	目 標
児童発達支援センター	3か所設置 ※設置数は現状維持。センター機能の拡充を検討する。
保育所等訪問支援	3か所で利用できる体制を確保 ※1か所の増
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	児童発達支援事業所1か所 放課後等デイサービス事業所2か所 ※箇所数は現状維持。計画期間中の状況を見て検討する。
医療的ケア児を支援するための関係機関の協議の場	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーター	3人配置 ※配置人数は現状維持。計画期間中の状況を見て検討する。

※児童発達支援センター及び保育所等訪問支援は、都立施設を含めています。

2 サービス必要量の見込みと確保のための方策

障害児通所支援及び障害児相談支援の種類ごとの必要なサービス量について、障害児通所支援等の利用実績やサービスの利用意向など地域の実情を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの各年度における見込みを設定します。

(今後、東京都との調整により、変更が生じる場合があります。)

(1) 障害児通所支援

児童通所系サービスは、児童福祉法に基づく事業として位置づけられ、以下の5事業が提供されています。

- ① 児童発達支援 ② 医療型児童発達支援 ③ 放課後等デイサービス
④ 保育所等訪問支援 ⑤ 居宅訪問型児童発達支援

① 児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み(月間)》

種 類		平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	サービス量	3,581人日分	3,799人日分	3,896人日分
	利用者数	705人	735人	707人

(注) 令和2年度は利用見込みの数値です。

利用実績に加え、本区の増加傾向にある児童数の推移、新規事業所の開設見込みを勘案して利用者数を見込み、今後のサービス見込量を算定します。

《見込量(月間)の設定》

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	サービス量	4,398人日分	4,458人日分	4,506人日分
	利用者数	733人	743人	751人

② 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められる障害児を対象に、児童発達支援に加えて治療を行います。

《平成 30 年度から令和 2 年度利用実績と見込み（月間）》

種 類		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
医療型児童 発達支援	サービス量	20 人日分	9 人日分	9 人日分
	利用者数	7 人	4 人	8 人

（注）令和 2 年度は利用見込みの数値です。

利用実績に基づき利用者数を見込み、今後のサービス見込量を算定します。

《見込量（月間）の設定》

種 類		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
医療型児童 発達支援	サービス量	12 人日分	12 人日分	12 人日分
	利用者数	6 人	6 人	6 人

③ 放課後等デイサービス

学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められる障害児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み（月間）》

種 類		平成30年度	令和元年度	令和2年度
放課後等 デイサービス	サービス量	7,350 人日分	7,744 人日分	7,677 人日分
	利用者数	643 人	689 人	700 人

（注）令和2年度は利用見込みの数値です。

利用実績に加え、本区の増加傾向にある児童数の推移、新規事業所の開設見込みを勘案して利用者数を見込み、今後のサービス見込量を算定します。

《見込量（月間）の設定》

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等 デイサービス	サービス量	7,920 人日分	8,327 人日分	8,756 人日分
	利用者数	720 人	757 人	796 人

④ 保育所等訪問支援

保育所等（※）の施設に通っており、当該施設を訪問して専門的な支援を行うことが必要と認められた障害児について、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を提供します。

※保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものが対象です。具体的には、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園等が含まれます。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み（月間）》

種 類		平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育所等 訪問支援	サービス量	27人日分	17人日分	13人日分
	利用者数	27人	17人	13人

（注）令和2年度は利用見込みの数値です。

利用実績に加え、本区の増加傾向にある児童数の推移、事業所の受入れ可能人数を勘案して、今後の利用者数を見込み、今後のサービス見込量を算定します。

《見込量（月間）の設定》

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等 訪問支援	サービス量	19人日分	29人日分	38人日分
	利用者数	19人	29人	38人

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児など重度の障害があり、児童発達支援等の障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み（月間）》

種 類		平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅訪問型 児童発達支援	サービス量	0日分	6人日分	23人日分
	利用者数	0人	2人	4人

（注）令和2年度は利用見込みの数値です。

利用実績に基づき利用者数を見込み、今後のサービス見込量を算定します。

《見込量（月間）の設定》

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型 児童発達支援	サービス量	20人日分	20人日分	20人日分
	利用者数	4人	4人	4人

(2) 障害児相談支援

障害児通所支援の利用にあたっては障害児支援利用計画を作成し、見直しを図ることにより、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたマネジメントを行い、きめ細かく支援を行うものです。

① 障害児相談支援

障害児通所支援を申請した障害児について、障害児支援利用計画の作成、見直し（モニタリング）を行います。

《平成30年度から令和2年度利用実績と見込み（月間）》

種 類	平成30年度	令和元年度	令和2年度
障害児相談支援	148人	121人	138人

（注）令和2年度は利用見込みの数値です。

障害児通所支援の支給決定者数を障害児相談支援の対象として、利用者数を見込みます。

《見込量（月間）の設定》

種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	143人	147人	152人

(3) 障害児通所支援等の種類ごとの見込量確保のための方策

(1) 及び(2)で見込んだ障害児通所支援等の種類ごとの必要なサービス量について、サービスの種類ごとにその事業を行う事業者等の確保に関する方策は以下のとおりです。

(今後、東京都との調整により、変更が生じる場合があります。)

① 障害児通所支援

○区内で障害児の通所支援を提供する施設は、児童発達支援 18 か所、医療型児童発達支援 1 か所、放課後等デイサービス 37 か所となっています。

(令和2年4月1日現在)

○児童発達支援は、利用実績及び児童数が増加傾向にあること、発達障害児への早期支援体制の確保の観点から、民間事業所の事業拡大や新規参入を促して確保に努めます。

○放課後等デイサービスは、民間事業所の参入を背景としてサービス提供体制は充足している状況です。しかし、臨海部において不足している状況があるため、引き続き、臨海部の事業参入等を促進していきます。

○保育所等訪問支援は、現在2か所で実施していますが、区立施設においてさらに1か所実施できるよう準備を進めていきます。

② 障害児相談支援

○障害児相談支援は、就学時及び卒業時において支援が円滑に引き継がれるために、各機関と緊密な連携を図るうえで重要な役割を担っており、十分な提供体制を整える必要があります。

○民間事業所の事業参入等により提供体制の確保に努めます。

江東区障害福祉計画・障害児福祉計画（素案）に対する
意見募集及び区民説明会について

1. 実施期間 令和2年12月1日（火）～12月22日（火）

2. 実施方法

(1) 江東区報 令和2年12月1日号

(2) 江東区ホームページ

(3) 区民説明会（予定）

開催日	時間	場所
12/9(水)	14:00～15:30	豊洲文化センター7階 レクホール
12/11(金)	19:00～20:30	江東区文化センター5階 第6～8会議室
12/15(火)	14:00～15:30	砂町区民館3階 タウンホール
12/17(木)	14:00～15:30	総合区民センター7階 第4・5会議室

3. 素案の閲覧場所（予定）

障害者施策課、こうとう情報ステーション、保健所、保健相談所、出張所、図書館、障害者施設（公設・民設）。 * ホームページには、全文を掲載。

4. 意見の提出方法

郵送、ファクス、ホームページ、区民説明会、障害者施策課窓口

5. いただいたご意見等

いただいたご意見等については、計画策定の参考とし、次回協議会で報告いたします。

なお、ご意見等に対する個別回答は行いません。

（案）

江東区職員の障害者活躍推進計画

— 令和2年度～令和6年度 —

江 東 区 長
江東区教育委員会
江東区選挙管理委員会
江東区代表監査委員
江東区議会議長

— 目 次 —

I	計画策定にあたって	1
1	策定の目的	1
2	計画の位置付け	1
3	策定主体	1
4	計画期間	2
5	周知・公表	2
II	本区における障害者雇用の状況	2
1	障害のある職員の採用	2
2	障害者雇用の現状	2
III	計画の目標	3
1	採用に関する目標	3
2	定着に関する目標	4
IV	障害者活躍の推進に向けた取組	4
1	推進体制の整備	4
2	職務の選定・創出	5
3	環境整備・人事管理	6
4	その他の取組	8

I 計画策定にあたって

1 策定の目的

本区では、これまで「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）の趣旨を踏まえ、障害者の雇用とその活躍の場の拡大に積極的に取り組んできました。一方で、本区における直近の障害者雇用率は法定雇用率を下回っている状況にあり、障害者雇用の一層の推進が全庁的な課題となっています。

また、令和元年6月に障害者雇用促進法が改正され、国及び地方公共団体が率先して障害のある職員を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」（以下「障害者活躍推進計画」という。）を作成することとされました。

こうした状況及び既存計画である「江東区障害者計画・障害福祉計画」等を踏まえ、本区においても、障害者雇用に係る取組の方向性を示し、障害のある職員の活躍を一層推進していくため、「江東区職員の障害者活躍推進計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

本区では、本計画の下、障害のある職員がその能力を有効に発揮でき、いきいきと働くことのできる職場となるよう、着実に取組を進めていきます。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者雇用促進法第7条の3第1項に基づき策定する障害者活躍推進計画とします。

※ 障害者雇用促進法における「障害者」とは、障害者雇用促進法第2条1項に定めるところにより、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者をいいます。

3 策定主体

区全体で障害のある職員の活躍を推進するためには、各任命権者が一体的に取組を進めていくことが重要であることから、本区では各任命権者が連名で計画を策定します。

※ 本区では、区長部局、江東区教育委員会、江東区選挙管理委員会、江東区監査委員、江東区議会が、障害者任免状況通報に係る地方公共団体の特例認定を受けていることから、同一の機関として一体的に障害者雇用率制度が適用されています。

4 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間内においても、毎年度、取組の実施状況等の把握・点検を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 周知・公表

計画の策定または改定を行ったときは、イントラネットへの掲載等により職員に周知するとともに、区ホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。また、計画に掲げる取組の実施状況等についても、毎年度、上記と同様の方法で周知・公表します。

Ⅱ 本区における障害者雇用の状況

1 障害のある職員の採用

本区では、特別区統一採用選考による常勤職員としての採用のほか、会計年度任用職員としての採用があります。

なお、特別区統一採用選考では、平成30年度より受験資格における障害種別を拡大（身体障害者に加え、精神障害者及び知的障害者にも対象拡大）するなど、採用における門戸拡大を図ることで障害者雇用を推進しています。

2 障害者雇用の現状

（1）障害者雇用率の現状

令和2年6月1日現在、本区における障害者雇用率は2.08%であり、法定雇用率（2.5%）の達成には至っていません（法定雇用率を達成するために不足している障害者の数は11.5名）。

年	H28	H29	H30	R1	R2
雇用率	2.47%	2.45%	2.3%	2.14%	2.08%
(法定雇用率)	(2.3%)	(2.3%)	(2.5%)	(2.5%)	(2.5%)

※ 法定雇用率は、障害者雇用促進法に基づき、障害のある人の雇用を促進するために民間企業や国、地方公共団体等の事業主に義務づけられた、雇用しなければならない障害のある人の割合のことです。

※ 本区では、障害者任免状況通報に係る地方公共団体の特例認定を受けていることから、法定雇用率は各機関で合算して算定しています。

※ 昭和56年の区長会申し合わせにより、特別区の目標雇用率は3%に設定されています。

(2) 職場定着の状況

本区における障害のある職員の採用後1年間の定着率は90.9% (※1) であり、民間企業の定着率70.4% (※2) を上回っています。

(※1) 障害者を対象とする特別区統一採用選考における新規採用者の採用後1年間の定着率 (平成22年から平成31年までの10年間平均)

(※2) 民間の障害者求人における就職後1年間の定着率

(「障害者の就業状況等に関する調査研究 (2017年4月)」

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター)

Ⅲ 計画の目標

1 採用に関する目標

障害者雇用促進法の改正により、平成30年度より障害者雇用率の算定基礎に精神障害者が加わるとともに、令和3年4月1日までに地方公共団体の法定雇用率は2.6% (現行2.5%) に引き上げられることが予定されています。

本区では率先して障害者雇用を推進するため、計画的に障害のある職員の採用を行い、法定雇用率の達成とその後のさらなる雇用率の向上に取り組みます。

以上のことを踏まえ、以下のとおり目標を設定します。

<目標>

障害者雇用率2.6%以上 (各年6月1日時点)

※ 障害者任免状況通報に係る地方公共団体の特例認定を受けていることから、法定雇用率の算定は各機関で合算します。

<評価方法>

毎年の任免状況通報により把握するとともに、進捗管理を行います。

2 定着に関する目標

障害のある職員の活躍を推進するためには、それぞれの障害特性に応じた配慮や業務との適切なマッチング等を通じて、長期的かつ安定的な就労につなげていくことが重要です。

本区では、障害のある職員の職場定着に向けて、庁内の障害理解の促進を図るとともに、個々の障害特性に応じたハード面・ソフト面での職務環境の整備に取り組めます。

以上のことを踏まえ、以下のとおり目標を設定します。

<目標>

職場環境（就労環境、職務内容、人間関係）を理由とする不本意な離職を生じさせないこと。

<評価方法>

毎年の任免状況通報の時期に職員の定着状況を把握するとともに、進捗管理を行います。

IV 障害者活躍の推進に向けた取組

1 推進体制の整備

(1) 基本的な考え方

- 障害のある職員の活躍推進に向けた取組を持続的かつ継続的に進めていくためには、組織的な推進体制を整備することが重要です。また、計画策定、実施、点検、見直しのPDCAサイクルを確立する必要があります。
- 障害のある職員が安定して働き続けるためには、全ての職員が障害理解を深め、共に働く上で必要な配慮を行うことが重要です。

(2) 取組内容

①「江東区障害者活躍推進検討委員会」の設置

各任命権者の人事担当課長及び各部関係課長で構成する「江東区障害者活躍推進検討委員会」を設置し、毎年度、本計画の実施状況の報告・点検等を行います。また、実施状況の点検結果等を踏まえ、必要に応じて、取組内容の見直しを行います。

②「障害者雇用推進者」の選任

障害者の雇用の促進及び継続を図るために必要な措置を講じる責任者として、各任命権者において、人事担当課長等を「障害者雇用推進者」に選任します。

③「障害者職業生活相談員」の選任等

障害のある職員の職業生活に関する相談及び指導を行う者として、「障害者職業生活相談員」を選任します。相談員は障害のある職員の職業生活全般の相談を行い、相談内容によっては、所属先の管理監督職や職員課、産業医と適切に連携することで解決を図ります。相談員は、障害理解を深め、障害のある職員を適時適切に支援するため、ハローワークが実施する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」等の研修を受講することとします。

また、全職員向けに実施している「職員健康相談」を障害のある職員の相談体制の一つに位置付け、周知します。

④障害理解の促進に向けた研修等の実施

管理監督職を対象に、障害特性や障害ごとの配慮事項等の理解を深めるための研修や講習を実施し、段階的に全職員に対象を拡大していきます。また、eラーニングを活用した障害理解に係る研修の実施を検討します。

2 職務の選定・創出

(1) 基本的な考え方

- 障害のある職員が自らの適性に応じ、その能力を最大限に発揮するためには、それぞれの障害特性や能力、希望等を十分確認し、適切な職務の選定・創出と業務とのマッチングを図っていくことが重要です。

(2) 取組内容

①採用前面談の実施

新規採用職員について採用前の面談を実施することで、本人の障害特性や能力、希望等を確認し、適した業務や配属職場等を確認します。あわせて、本区での就労について採用前に具体的なイメージを持つことができるよう、職場見学や業務説明等の機会を設けます。

②管理監督者との定期的な面談の実施

所属の管理監督者による目標管理や自己申告の面談等を通じて、職務に対する希望や体調等を把握し、障害のある職員の障害特性や能力、適性に合った職務の選定・マッチングに努めます。

③職務の選定・創出に係る関係機関との連携

適切な職務の選定・創出を行うため、高い専門性やノウハウを有する障害者就労・生活相談支援センターや就労支援機関との連携体制を構築します。

④集約型組織の設置の検討

障害のある職員の活躍の場の一層の拡大に向けて、庁内の各種庶務事務や軽作業を集約して行う組織の設置を検討します。

3 環境整備・人事管理

(1) 基本的な考え方

- 障害のある職員が安心して働き続けるためには、障害特性に配慮した合理的配慮の提供が必要であり、施設や就労支援機器等の整備を行うとともに、多様で柔軟な働き方の推進や障害特性に配慮したキャリア形成に取り組むことが重要です。
- 職員の採用等を行うにあたっては、厚生労働省が示す「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」等を踏まえて対応します。

(2) 取組内容

①施設及び就労支援機器等の整備

各職場の実情を踏まえ、障害特性に配慮した施設設備の整備を進めるとともに、障害のある職員ごとに必要な就労支援機器を導入します。

②合理的配慮の提供等に係る理解の促進

障害者雇用に関するマニュアルや相談窓口等の一覧、対応事例集等をインターネットへ掲載し、全庁的な障害理解の促進を図ります。また、各職場での合理的配慮に係る取組を推進するため、庁内における合理的配慮の提供に関する事例集の作成と活用を検討します。

③常勤職員及び会計年度任用職員の計画的採用

特別区統一採用選考による常勤職員の計画的採用を行うとともに、障害者を対象とする会計年度任用職員の採用選考の実施を検討します。なお、職員の募集・採用にあたっては、以下の取扱いは行いません。

- ・特定の障害を排除し、または特定の障害に限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

また、職員採用説明会や職員採用パンフレット等において、本区の障害者雇用の取組を積極的に周知します。

④多様で柔軟な働き方の推進

障害のある職員の早出遅出勤務制度の利用を促進するとともに、テレワーク等を活用した多様で柔軟な働き方が可能な環境整備に向けた検討を行います。

⑤障害特性に配慮したキャリア形成に係る取組

障害のある職員が研修を受講する際には、点字や拡大文字による受講、手話通訳者の確保等、必要な配慮を提供します。

また、中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者）について、円滑な職場復帰のために必要な職場環境の整備や働き方、キャリア形成等に配慮します。

⑥その他人事管理に係る取組

障害のある職員の配属先では、適宜本人の健康状態や体調面での不安等の有無を確認し、必要に応じて職員課と連携して対応します。

また、人事異動にあたっては、業務との適切なマッチング等を図るとともに合理的配慮の提供を行います。

4 その他の取組

(1) 基本的な考え方

- 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「優先調達推進法」という。)等を踏まえ、民間企業等における障害者の活躍の場の拡大に向けた取組を推進することが重要です。

(2) 取組内容

①障害者就労施設等からの物品の調達の推進

優先調達推進法に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。

江東区職員の障害者活躍推進計画

(令和2年度～令和6年度)

江東区総務部職員課

(電話) 03-3647-5591

(FAX) 03-3647-9480

(MAIL) 052111@city.koto.lg.jp

- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、国及び地方公共団体の任命権者は、障害者活躍推進計画の策定・公表が義務化
- 計画策定にあたり、各任命権者の関係課長等で構成する「江東区障害者活躍推進検討委員会」を設置するとともに、障害のある職員へのヒアリングを実施
- 本計画の下、障害のある職員がその障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮でき、いきいきと働くことのできる職場づくりに向けて、様々な取組を推進

I 策定主体及び計画期間

- 1 計画の策定主体
区長、教育委員会、選挙管理委員会、代表監査委員、議長が連名で策定
- 2 計画期間
5年間（令和2年度から令和6年度まで）

II 区の障害者雇用の現状

- 1 障害者雇用率
2.08%（令和2年） ※特例認定により、各機関で合算して算定
- 2 定着率
90.9% ※障害のある職員の採用1年後の定着率（過去10年間平均）

III 計画の目標

- 1 採用に関する目標
障害者雇用率2.6%以上（各年6月1日時点）
- 2 定着に関する目標
職場環境（就労環境、職務内容、人間関係）を理由とする不本意な離職を生じさせないこと

IV 障害者活躍の推進に向けた取組

- 1 推進体制の整備
 - （1）「江東区障害者活躍推進検討委員会」の設置
 - （2）障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員の選任
 - （3）障害理解の促進に向けた研修等の実施
- 2 職務の選定・創出
 - （1）採用前面談の実施
 - （2）管理監督者との定期的な面談の実施
 - （3）職務の選定・創出に係る関係機関との連携
 - （4）集約型組織の設置の検討
- 3 環境整備・人事管理
 - （1）施設及び就労支援機器の整備
 - （2）合理的配慮の提供等に係る理解の促進
 - （3）常勤職員及び会計年度任用職員の計画的採用
 - （4）多様で柔軟な働き方の推進
 - （5）障害特性に配慮したキャリア形成に係る取組
 - （6）その他人事管理に係る取組
- 4 その他
 - （1）障害者就労施設等からの物品の調達の推進

障害福祉計画 見込量積算資料

1 人口と障害者数、障害児数の実績と見込み（単位：人）

	実績←		→見込み			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口（人）	518,479	521,835	528,085	534,335	540,585	546,836
障害者の人数	23,146	23,945	24,650	25,394	26,199	27,070
身体障害	15,739	15,695	15,737	15,759	15,779	15,797
知的障害	3,382	3,487	3,658	3,838	4,025	4,221
精神障害	4,025	4,763	5,255	5,797	6,395	7,052
児童数	81,691	82,869	84,090	85,323	86,565	87,820
未就学児（0～6歳）	33,568	33,673	33,836	33,878	33,863	33,774
就学児（7～18歳）	48,123	49,196	50,254	51,445	52,702	54,046

◎総人口は人口推計を基に障害者施策課で試算

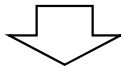
◎それぞれの障害者数は、H26～R1年度の手帳所持者数の人口に対する比率の対前年度伸び率を算出し、令和2年度以降に適用し推計。

◎障害児の0～14歳児については、こども家庭支援課の推計値を参考にしたほか、15～18歳児については実績の伸び率から推計しました。

2 サービス見込量積算の手順（居宅介護の場合）

① 4～8月分の利用実績から、令和2年度のサービス利用者数見込み、3カ年平均利用割合を算出

		手帳所持者数	サービス利用者数	平均利用割合
居宅介護	身体	15,737	251	1.62%
	知的	3,658	77	2.23%
	精神	5,255	243	5.43%
	児童		43	
	難病		3	



② 上記利用割合を、令和3年度手帳所持者数見込みに乗じる

		手帳所持者数	サービス利用者数	利用割合
居宅介護	身体	15,759	256	1.62%
	知的	3,838	86	2.23%
	精神	5,797	315	5.43%
	児童		48	
	難病		4	

→児童はH30～R1の平均利用者数

→難病はH30～R1の平均利用者数

③ サービスごとに、特殊な加算要因があるものは加算を行う

（居宅介護の場合、入院中の精神障害者の地域移行分を追加で見込んでいます）

		手帳所持者数	サービス利用者数	利用割合
居宅介護	身体	15,759	256	1.62%
	知的	3,838	86	2.23%
	精神	5,797	315	5.43%
	児童		48	
	難病		4	
	地域移行		5	
	合計		714	

【特殊な加算要因】

- ・施設からの地域移行
- ・入院中の精神障害者の地域移行
- ・施設の新設

上記①～③を各事業・年度ごとに実施したものを積み上げて、利用者数見込みを算定しています。

令和2年度 障害者計画等推進協議会委員 名簿

団体・法人名称	役職	氏名	ふりがな
東京都立大学 健康福祉学部 理学療法学科	教授	新田 収	にった おさむ
江東区医師会	理事	野木村 一郎	のぎむら いちろう
江東区身体障害者福祉団体連合会	会長	高橋 久子	たかはし ひさこ
江東区視覚障害者福祉協会	推進担当	中山 利恵子	なかやま りえこ
江東区聴覚障害者協会	会長	油井 真	ゆい まこと
江東区手をつなぐ親の会	会長	会田 久雄	あいだ ひさお
おあしす福祉会	理事長	平松 謙一	ひらまつ けんいち
江東区難病団体連絡会	会長	橋本 実千代	はしもと みちよ
富岡地区連合町会	会長	鈴木 邦夫	すずき くにお
民生・児童委員協議会	障がい福祉部会 会長	葛西 早苗	かさい さなえ
江東ボランティア連絡会	会長	宮崎 英則	みやざき ひでのり
江東区社会福祉協議会	事務局長	鈴木 信幸	すずき のぶゆき
訪問介護・障害者(児)支援事業所 カレッジケア	代表取締役	高舘 麻貴	たかだて まき
江東区医師会 訪問看護ステーション	所長	原田 博美	はらだ ひろみ
ゆめグループ福祉会	理事長	萩田 秋雄	はぎた あきお
江東区東砂福祉園	園長	中村 保夫	なかむら やすお
のびのび福祉会	理事	須原 忠彦	すはら ただひこ
江東楓の会	理事長	伊藤 善彦	いとう よしひこ
特定非営利法人 こどもの発達療育研究所	理事長	田村 満子	たむら みつこ
木場公共職業安定所	専門援助第二部門 統括職業指導官	山内 順子	やまうち じゅんこ
株式会社メロフルール	取締役	井上 将之	いのうえ まさゆき
ALSOKビジネスサポート株式会社	代表取締役	松風 幸二	まつかぜ こうじ
区民委員		加藤 友助	かとう ゆうすけ
区民委員		服部 亜寿佳	はっとり あすか

令和2年度 障害者計画等推進協議会

庁内委員・庁内委員幹事 名簿

庁内委員		
委員長	障害福祉部長	市 川 聡
委員	政策経営部長	長 尾 潔
	総務部長	石 川 直 昭
	地域振興部長	伊 東 直 樹
	福祉部長	堀 田 誠
	保健所長	北 村 淳 子
	こども未来部長	炭 谷 元 章
	都市整備部長	川 根 隆
	土木部長	杉 田 幸 子
	教育委員会事務局次長	武 越 信 昭

庁内委員幹事		
幹事長	障害者施策課長	大 江 英 樹
幹 事	企画課長(計画推進担当課長兼務)	油 井 教 子
	財政課長	保 谷 俊 幸
	防災課長	松 村 浩 士
	スポーツ振興課長	市 村 克 典
	福祉課長	梅 村 英 明
	長寿応援課長	加 藤 章 子
	地域ケア推進課長	笠 間 衛
	介護保険課長	賀 来 亘 人
	障害者支援課長	黒 澤 智 仁
	健康推進課長	干 泥 功 夫
	保健予防課長	尾 本 光 祥
	こども家庭支援課長	加 川 彰
	保育計画課長	小 林 愛
	保育課長	渡 邊 貴 志
	まちづくり推進課長	樋 渡 圭 介
	交通対策課長	山 崎 岳
教育支援課長	堀 越 勉	